

平成18年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成18年3月7日（火曜日）
午前10時10分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問
-

◎出席議員（20名）

議長	長岡正勝君
副議長	吉田栄君
1番	吉岡文子君
3番	五十嵐聡君
4番	白木優志君
5番	小関勝教君
7番	土井敏興君
8番	谷内八重子君
9番	長谷川吉春君
10番	米田良克君
11番	古関充康君
12番	矢部正義君
13番	谷村孝一君
14番	川本政芳君
15番	内馬場克康君
16番	本郷幸治君
18番	紫藤政則君
19番	荘司光雄君
20番	林国夫君
21番	中西勇夫君

◎欠席議員（1名）

2番 広島雄偉君

◎出席説明員

市長	桜井道夫君
助役	佐藤昭雄君
総務部長	板東知文君
市民部長	三谷純一君
保健福祉部長兼福祉事務所長	安田昌彰君
経済部長	酒巻進君
建設部長	藤井雄一君
水道部長	加藤誠君
市立美唄病院事務局長	吉田譲君
消防長	佐藤賢治君
総務部総務課長	市川厚記君
総務部総務課総務係長	阿部良雄君

教育委員会委員長	阿部稔君
教育委員会教育長	村上忠雄君
教育委員会教育部長	天野修二君

選挙管理委員会委員長	熊野宗男君
選挙管理委員会事務局長	大道良裕君

農業委員会会長	佐藤博道君
農業委員会事務局長	秋場勝義君

監査委員	川村英昭君
------	-------

◎事務局職員出席者

事務局長	谷津敬一君
次長	和田友子君
総務係長	濱砂邦昭君

午前10時10分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について次のとおり通知がありましたので、報告いたします。

監査事務局長遠藤 等君は、本日から 9 日まで、都合により欠席いたします。

●議長長岡正勝君 日程の第 1、会議録署名議員を指名いたします。

20 番 林 国夫議員

21 番 中西勇夫議員

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第 2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

1 番吉岡文子議員。

●1 番吉岡文子議員（登壇） 2006 年第 1 回定例会にあたり、さきに通告のとおり大綱 3 点について、市長及び教育長に質問いたします。

4 年半の小泉政治の下で、日本社会は、雇用、所得と社会保障の破壊が急速に進み、いま国民の暮らしはかつてない危機的状态にさらされています。

とりわけ、所得格差、貧富の格差の拡大によって、膨大な低所得者層が生まれつつあることは、まことに憂慮に堪えません。

非正規雇用で働く人が 3 人に 1 人、若者や女性では 2 人に 1 人、年収がわずか 100 万円程度では結婚や出産など、普通のくらしの設計さえできないと嘆く多くの若者の悩み、苦しむ姿が浮かび上がってきています。

生活保護世帯はふえ続けて、100 万世帯を突破、教育扶助、就学援助を受けている児童生徒は 12.8%に、貯蓄ゼロの世帯は 23.8%に

まで激増しています。

いったいいつまで痛みに耐えれば明るい未来が見えてくるのでしょうか。

一方で、わが国の自殺者は、7 年連続で 3 万人を超え、発達した資本主義国で第 1 位という悲しい地位を占めています。

犯罪の増加や、子どもや高齢者の虐待など、社会の荒廃ともいうべき状況が一段と進んでいます。

こうした事態が、強きを助け弱きをくじくという、逆立ちした小泉構造改革の必然の結果であることは言うまでもないことです。

小泉・自民党は、このような現状に目を向けないばかりか、改革をとめるなど絶叫し、社会保障制度の一層の破壊、消費税、サラリーマン増税などの庶民増税、憲法改悪へと突き進もうとしています。

まさに、全面的な民主主義への攻撃であり、戦後日本国民の勤勉さと努力で、営々と築いてきた社会保障と平和を、瓦れきのごとく崩してしまうたくらみです。

小泉首相が繰り返す改革が、私たち国民に何をもたらしたのでしょうか、何の利益をもたらさないことは明白です。弱肉強食の政治をやめさせる戦いが、いよいよ重要になってきています。

恐れず油断せず、戦後 60 年間で培われた日本国民の民主主義の底力を信じつつ、政治の力を変えなければとの思いを、強く感じています。

さて、質問の大綱の 1 点目は、郵政民営化についてです。

日本郵政公社は、2007 年の民営化に向け、集配郵便局を都市部に集中する再編計画を打

ち出したと報道されています。

本市の郵便局もその中に名前が上がっていて、市民は驚きと不安を抱えています。

第1点目には、今回の再編計画を受けての郵政民営化に対しての市長の基本的な考え方を伺います。

第2点目は、本市の郵便局について、伺います。

本市の郵便局を挙げてください。そのうち、集配業務を行っている局はどの局なのかも教えてください。

第3点目には、かつて本市に存在した国や北海道、民間の事業所で、廃止、縮小となったもの、廃止、縮小の際の市民への条件や取り決め、そして、その事業所はいま現在どうなっているのかについても伺います。

大綱の2点目は、国民健康保険について、伺います。

全国で約2,490万世帯が加入している国民健康保険が、いま、かつてない危機に見舞われています。

1984年、国は行政改革の名の下に、国庫負担の大幅削減を行い、各市町村における国保の財政を悪化に導きました。

相次ぐ医療保険の改悪による医療費の改悪、国民所得は減っているのに上がり続ける国保料に、滞納している世帯が470万世帯にも上っているということです。

国保加入世帯の18.9%に当たり、1年前に比べても9万世帯の増加。体調が悪くても病院や診療所にかかれぬ、患者になれない人々がたくさん生まれているはずです。

格差社会と言われていますが、まさに所得の格差が健康の格差となってあらわれ、それ

が命の格差につながっていると言えます。

質問の第1点目は、国民健康保険についての市長の基本的な考え方を伺います。

第2点目は、事業の適用状況について、伺います。

過去5年間の本市の世帯数と、国保加入世帯数、加入率、本市の人口と国保被保険者数、加入率について、伺います。

第3点目は、国民健康保険税の規模と徴収についてです。

保険税の過去5年間の実態を教えてください。また、課税のしくみ、徴収方法はどのようなになっているのかも伺います。

国民健康保険税の滞納についてですが、滞納の定義、滞納世帯への対応はどのようなになっているのでしょうか。伺います。

また減免制度についてはどのようなになっているのでしょうか、お聞きいたします。

第4点目は、積立基金についてお聞きします。

この基金の目的と積立額。積み立ての累計、取り崩し額があれば、それについても伺います。

大綱の3点目は、教育行政について、教育長にお聞きいたします。

1点目は、不審者情報についてです。

子どもを狙った犯罪はここ数年、凶悪さを増しています。

数年前でしたら、連れ去り、のち解放というものが、いまは連れ去り、即殺人というように、生命が危機にさらされる事件が多くなっているのです。

不審者情報について、市内における発生件数と、その内容についてお聞きいたします。

また、これらの不審者情報はどこから、どのように発信され、各家庭にどのように届けられているのか、お聞きいたします。

2点目は、冬季の児童生徒の通学路の安全確保についてです。

本市は他市に比較して、早朝からの通学路の除雪がされていますが、事故というものはどんな場面で起きるのか予測がつきません。

この冬、児童生徒の事故などの発生状況についてお聞きいたします。

また、他市においては、教職員が登校時に直接安全指導を行っている事例も見かけますが、本市においてはどんな安全指導を行っているのか、お聞きいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えします。

初めに、郵政民営化についてであります。平成19年10月から日本郵政公社は、持株会社と4つの事業会社に民営・分社化することとなっております。

株式会社化されることで、採算の取れない地域からの撤退やサービスの廃止などについての懸念がありますが、特に過疎地域などについては現在の郵便局ネットワークの水準が維持されるよう義務付けられているところであり、民営化による新たなサービスの展開などを期待しているところでございます。

なお、収集・配達をしている集配郵便局の再編計画については、今年の春以降に、地元自治体への説明があると聞いておりますが、今後、市内郵便局の廃止や窓口業務など、市民サービスの低下につながらないよう動向を把握し、必要な対応に努めてまいります。

次に、本市の郵便局についてであります。現在市内に、普通郵便局では美唄郵便局、特定郵便局では南美唄郵便局、峰延郵便局、美唄東1条北郵便局、東明郵便局、大富郵便局、茶志内郵便局の6局、一部の窓口業務を郵政公社から受託している簡易郵便局では、上美唄簡易郵便局、我路簡易郵便局、光珠内簡易郵便局、東明西簡易郵便局、日東簡易郵便局、美唄大通南簡易郵便局、美唄東簡易郵便局の7局と、合計14の郵便局があります。

このうち、集配事務を行っている郵便局は、美唄郵便局、峰延郵便局、茶志内郵便局の3カ所となっております。

次に、廃止となった事業所等についてありますが、主なものについて申し上げます。N T T北海道岩見沢支店美唄営業所が平成6年6月30日に閉店し、業務については岩見沢支店が、電話の新規加入や移転申込みは、局番なしの無料受付を行うことなどとされたところであります。

次に、北海道電力株式会社美唄営業所が平成9年3月31日に廃止され、北電美唄サービスセンターとして料金の収納や苦情への対応を行っていましたが、現在は廃止されております。

次に、岩見沢保健所美唄支所が平成13年3月31日で廃止され、各種申請、届出等に係る業務について週1、2回開設するなど、臨時窓口を設置していましたが、現在は廃止されております。

最近では、美唄総合ダム事務所が平成17年3月31日に閉所しており、その業務は札幌土木現業所岩見沢出張所で行っております。

次に、国民健康保険の基本的な考え方につ

いてであります、国民健康保険は社会保障制度の考えを基に、昭和13年3月に国民健康保険法が成立し、昭和23年の改正で保健所は市とされることとなり、その後、国民皆保険制度が達成されたところであります。

国民健康保険は、職域を対象とする健康保険や、共済組合の被保険者以外の農業、自営業者、無職の人、零細企業の従業員を対象とするもので、職域単位での制度を補いきれない人たちを地域単位に把握している、構成する医療保険で、国民皆保険制度の基盤をなす制度であるとともに、平成16年度末現在では、全国の世帯数の52.5%が加入する、わが国の医療保険制度の中核となる重要な医療保険であると認識しております。

なお、国民健康保険の加入世帯数等につきましては、市民部長から答弁をさせていただきます。

●議長長岡正勝君 市民部長。

●市民部長三谷純一君 国民健康保険事業の適用状況、国民健康保険税の徴収、国民健康保険の積立基金につきましては、私からご答弁させていただきます。

国民健康保険事業の適用状況についてであります、初めに、世帯数から申し上げますと、平成12年度では、総世帯数が1万3,074世帯で、このうち国保加入世帯数は6,148世帯、世帯の加入率は47%。

平成13年度1万3,002世帯、うち国保加入世帯数6,292世帯、加入率48.4%。

平成14年度1万3,057世帯、うち国保加入世帯数6,522世帯、加入率50%。

平成15年度1万3,085世帯、うち国保加入世帯数6,658世帯、加入率50.9%。

平成16年度1万3,068世帯、うち国保加入世帯数6,797世帯、加入率52%となっております。

また、国民健康保険被保険者数では、平成12年度、総人口3万0,788人、うち国保被保険者数1万1,841人、加入率38.5%。

平成13年度、総人口3万0,283人、うち国保被保険者数1万1,936人、加入率39.4%。

平成14年度、総人口3万0,021人、うち国保被保険者数1万2,158人、加入率40.5%。

平成15年度、総人口2万9,666人、うち国保被保険者数1万2,353人、加入率41.6%。

平成16年度、総人口2万9,235人、うち国保被保険者数1万2,505人、加入率42.8%となっております。

次に、国民健康保険税についてであります、国民健康保険税の課税額は、国民健康保険に要する費用に充てる額と、介護給付金の納付に要する費用に充てる額の合算額で、税額の計算においては、世帯における被保険者の前年所得に基づき算定した所得割額と、被保険者数に応じた均等割額、及び世帯別平等割額の合計額となっており、平成16年度当初課税における1世帯当たりの平均総所得金額は、105万8,000円となっております。

また、保険税の徴収方法といたしましては、基本的には、納付書による収納機関等への直接納入、及び口座による自動振込となっております。

次に、資格証につきましては、平成12年度の国民健康保険法の一部改正に伴い、納期限から1年間経過するまでに保険税を納付しない場合は、特別の事情があると認める場合を除き、被保険者証の返還を求め、資格証明書

の交付を行うことが義務付けられました。

本市においては平成 13 年度に、国民健康保険税の滞納措置に係る実施要領を制定し、平成 14 年度から短期証の交付、及び平成 15 年度から資格証の交付を実施しております。

資格証の交付件数につきましては、平成 15 年度 91 件、平成 16 年度 111 件となっております。

短期証の交付件数については、平成 14 年度 358 件、平成 15 年度 307 件、平成 16 年度 306 件となっております。

次に、収納率など、初めに調定額についてであります。平成 12 年度 13 億 9,623 万 1,000 円、平成 13 年度 13 億 5,794 万 8,000 円、平成 14 年度 14 億 0,910 万 3,000 円、平成 15 年度 13 億 4,659 万 8,000 円、平成 16 年度 13 億 8,005 万 6,000 円となっております。

次に、収入済み額につきましては、平成 12 年度 9 億 0,028 万 9,000 円、平成 13 年度 8 億 3,413 万 9,000 円、平成 14 年度 8 億 8,812 万 1,000 円、平成 15 年度 8 億 3,473 万 4,000 円、平成 16 年度 8 億 9,057 万 7,000 円となっております。

次に、滞納額につきましては、平成 12 年度 4 億 6,164 万 4,000 円、平成 13 年度 4 億 6,264 万 6,000 円、平成 14 年度 4 億 5,874 万 9,000 円、平成 15 年度 4 億 4,337 万 9,000 円、平成 16 年度 4 億 3,098 万 6,000 円となっております。

次に、収納率につきましては、平成 12 年度 64.5%、平成 13 年度 61.4%、平成 14 年度 63%、平成 15 年度 62%、平成 16 年度 64.5%となっております。

次に、減免制度についてであります。低

所得者の負担軽減の趣旨から、加入世帯の前年所得が一定の基準を下回る場合において、均等割額及び平等割額において、7 割、5 割、2 割を減額して課税を行っているところであり、平成 16 年度当初賦課段階における医療分に限り申し上げますと、7 割減額が 2,876 世帯、5 割減額が 330 世帯、2 割減額が 599 世帯。

平成 17 年度は、7 割減額が 3,141 世帯、5 割減額が 371 世帯、2 割減額が 610 世帯となっております。

なお、保険税の減免につきましては、災害等により、世帯における生活が著しく困難となった場合に減免することができることとしており、平成 16 年度中における減免件数につきましては、15 件となっております。

次に、国民健康保険の積立基金についてであります。国民健康保険の給付に要する費用に不足を生じたときの財源に充てるために、国民健康保険支払準備基金を設置し、国民健康保険特別会計の各年度において、決算剰余金が生じた場合について、地方自治法及び地方財政法の規定の基づき、国民健康保険支払準備基金条例の定めるところにより積み立てを行っております。

これまでの積み立て状況につきましては、平成 10 年度 4,290 万 5,000 円、平成 11 年度 1 億 9,164 万 4,000 円、平成 12 年度 1 億 4,642 万 1,000 円、平成 13 年度 106 万 2,000 円、平成 14 年度 59 万円、平成 15 年度 1 億 2,585 万 8,000 円、平成 16 年度 6,550 万 6,000 円で、累積の積立額は、平成 16 年度末で 5 億 7,398 万 6,000 円となっております。

なお、平成 16 年度決算までは、基金の取り

崩しは行っておりません。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 吉岡議員のご質問に、順次お答えいたします。

初めに、児童生徒に対する不審者情報についてであります。市内における不審者情報の発生件数は、昨年4月から本年2月末現在まで16件あり、その内容は、声かけ事案が大半であります。

これらの不審者情報につきましては、各学校並びに美唄警察署等から提供があり、教育委員会といたしましては、これらの情報について事実関係を精査した上で、いち早く「生徒指導情報」として市内の各幼稚園、小中学校及び関係機関へファクス、あるいはメールにより情報提供するとともに、市のホームページにも不審者情報を掲載し、注意を促しているところでございます。

また、迅速な情報提供が必要な緊急の場合も想定されるため、美唄警察署とメールネットワークシステムを確立し、警察署、教育委員会及び学校が同時に情報を共有化できるシステムを確立したところでございます。

学校から家庭への伝達につきましては、学級担任を中心とした指導の際、児童生徒に伝えるとともに、緊急性や重大性との判断の下、必要に応じて学級連絡網等により、保護者へ直接情報提供しているところでございます。

次に、通学路の冬季の安全についてですが、各学校におきましては、冬期間の通学路の安全確保は重要な課題として、指定通学路の危険箇所の点検や、児童生徒への安全意識に対する指導の徹底を、保護者の皆さんと連携しながら行っているところであります。

また、道路管理者におきましても、通学路の安全確保を優先的に対応していただくなど、関係部局との連携にも努めているところでございます。

なお、これまで通学時における児童生徒にかかる事故の報告はございません。

次に、通学路等における安全指導についてですが、各学校では、気象状況や通学路の除排雪の状況を適切に判断し、児童生徒の安全確保のため、通学路における指導や、一斉下校の引率などを行っているところであります。

これまでも、市の交通指導員や、地域の皆さんのボランティアによる安全指導が行われておりますが、今後におきましても、教育委員会と学校が十分連携を深め、また、地域の皆さんの協力もいただきながら、児童生徒の安全確保に努めてまいりたいとこのように考えております。

●議長長岡正勝君 1番吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員 自席から、再質問させていただきます。

1点目の、郵政民営化についてですけれども、市長のご答弁の中に、民営化によるサービスの向上を期待しているとありますけれども、どんな点で、どんなサービスが民営化によって向上されると市長はお考えになっているのでしょうか。できましたら、事例を挙げて教えてほしいと思います。

現在、郵便局は、全国あまねくどこに住んでいても、郵便貯金保険の通信金融サービスが受けられるように事業展開をしています。

全国の郵便局の数は約2万4,700局、小学校とほぼ同じ数です。

利益が確保できる都市部の駅前などに店舗を集中させる民間銀行と違って、郵便局は歩いていける距離にあります。

市町村合併や、農協の合併、地方銀行や信金、信組のなくなった地域でも、暮らしを支える最も身近な公的機関の役割を果たしています。年金受給者の多い高齢化の進んだ美唄では、なおのことではありませんか。

民間企業になれば、コストダウン、効率優先は明白です。そして、儲からない地域から撤退するのは時間の問題ということです。

都市銀行は、あの人口密集地帯の東京の山手線の沿線においても店舗を減らしているということです。採算の取れない店舗は閉鎖するというのが、民間企業の方針なんですから。

きのうまで窓口があった店舗が、きょう行ってみるとＡＴＭ、現金自動預払機だけになっていて、窓口で用事のある人は東京都内、電車賃を払ってわざわざ出向かなければならない、こんなことが実際に起きているんです。

これを美唄に当てはめてみれば、先ほどお聞きした、美唄の市内の郵便局が民営化後どのようになっていくか、簡単に予測がつくはずですよ。

市長の先ほどの答弁でもありましたが、北電とかがそのいい例ではありませんか。

平成９年に美唄から撤退し、ある程度のサービスは行っておりましたが、いまはどうなっていますでしょうか、北電の跡地はさら地になって、駐車場ということではありませんか。美唄市民は誰でも、こんなことを身をもって知っています。

また、集配局の茶志内、峰延の廃止ということですが、美唄１局になってしまうという

ことになれば、サービスの後退は火を見るより明らかですよ。

広い本市ですよ。離れた局から配達されるようになったら、郵便が届くのは日が暮れてからになる地域ももっと、いまより多くなります。吹雪にでもなったら一層のおくれが出ることは必至ですよ。

郵便を出すにも受け取るにも、都市と過疎地の不平等が拡大されるということです。

１月末から２月半ばにかけて、新聞報道が何回かされていますが、この間、市長は、どのような取り組みをされたのでしょうか、お聞きいたします。

再質問の２点目、国民健康保険にいきます。

最初に、私は市長に、国民健康保険の基本的な認識を伺いましたが、まさに基本的な答弁をいただきました。

本市においては、人口が減少しているにもかかわらず、加入世帯が増加を続けていて、市内の総世帯の５０％以上にもなっています。

被保険者も人口が減っているのに増え続けています。

減額課税を受けている世帯も、相当の数に上っていることが、先ほど、市民部長の答弁にもありました。

保険料の滞納の総額の大きさは本当に驚くばかりですよ。こういった数字を参考にしながら、市長が、本市においての国民健康保険の役割や現状をどのようにとらえているのか、改めて伺いたいと思います。

全国的には、国保証を取り上げられて医者にかかれず、残念ながら死に至るといった受診おくれの死亡が相次いでいて、２０００年以降の資格証義務化後、判明しただけで１８人にも

上っているということです。

18 人の中には、北海道の例も 2 件上がっておりますが、お 2 人とも 50 代の男性、消化器のがんと胃がんが死亡原因でした。

お 2 人とも、国保の資格証は持っていたということでした。

そもそも保険料が払えない人が、医療費の全額を準備できるはずがありません。体が不調でも受診を控え、手おくれになってしまったといえるでしょう。まさか、本市においては、そんな事例はないと思います。

資格証の発行の件ですが、私は、本市の担当者が滞納、即機械的に資格証の発行をするというような対応をしているとは思っておりませんが、担当者の方には、国民健康保険滞納者の実態を十分に把握した上での、慎重にも慎重な対応をお願いしたいと思います。

それは、先ほど紹介したような、資格証の発行が受診を控えることになり、結局手おくれだったなどという悲惨な状況は、本市において 1 つも起きてほしくないからです。

参考に、帯広市の例を挙げます。

平成 17 年 6 月現在、先ほどの市民部長の答弁よりはちょっと新しいんですけれども、帯広市は、国保加入世帯数 3 万 4,616 世帯、本市の世帯数、これは 16 年度の数字ですが、6,790 世帯に比べて 5 倍。滞納世帯は帯広市が 9,108 世帯、本市 1,386 世帯。滞納率は、帯広市が 26.31%、本市が 20.10%、帯広の方が数字は上なのですが、資格証の発行枚数は、帯広市は 34 枚、本市は、これも市民部長の答弁よりも新しい数字で、私が独自に取り入れた数字なんです、122 枚となっています。

帯広の国保課長の言葉です。

「資格証や短期証の発行は、あくまでも接触をしたいための処置。実態がわかれば、直ちに保険証は発行します。また、資格証の発行が即保険料の滞納を減らすことにはつながらず、市民の実態に共感し、対話をする中で国保制度が守られ、国保行政が進む」とも語っています。

これが、美瑛市と帯広市の資格証の発行枚数の違いなのではないでしょうか。

市の職員、役職者がどれほど市民の実態を知っているのか、知ろうとしているのかの姿勢の違いだと、私が読んだ論文の中にも書いてありました。

市長ご自信が資格証の発行に対して、帯広市のようなスタンスで取り組むなら、本市において、平成 16 年度で 111 枚、17 年度で 122 枚という枚数を減らせることができると考えますが、市長はどうお考えでしょうか。

次に、積立基金のことですが、平成 10 年から 16 年まで 7 年間で 5 億 7,000 万円の積み立てをしているということです。

給付に要する費用に不足を生じたときの財源にとのことですが、7 年間で 1 度も取り崩しをしていないということは、国保が高税だ、高額だ、払えないとの市民の声がある一方で、積み上げるだけ積み上げているということにはなりません。

いつの日か使うからということではなくて、いま不況で年金も減らされる中で、頑張って国保税を払っている市民の皆さんの負担を少しでも減らして、保険料引き下げのために基金を取り崩すというつもりはあるかどうか、お聞きいたします。

教育長に再質問させていただきます。

不審者情報についてですが、小学生の保護者の方から、不審者情報の連絡が家庭に届くのが遅くて不安だとの声が寄せられています。電話連絡といっても、日中仕事で家にいない保護者にとっては、どうしても遅くなってしまふことになります。

また、屋外で仕事をしている保護者にとっても、固定電話では対応しきれないことは明らかです。

3月1日の北海道新聞に、深川市での携帯メールを使って不審者情報を保護者に知らせる取り組みが掲載されていました。

市長も、教育長も、当然お読みになっていらっしゃると思いますけれども、ちょっと紹介いたします。

昨年6月から、北新小52世帯にメールの配信を、試験的に導入。

今年度から、市内の全小学校中学校に拡大することにし、新年度予算案に80万円の整備費を盛り込んだとのこと。

本市と深川市とは、財政規模や人口を比較しても余り差はないというふうに考えますが、深川市と同じような携帯電話を使ってのメールサービスを導入する予定がありますか、お聞きいたします。

次に、冬季の通学路ですが、本年度の事故発生がないということで、ほっとしています。

これも中央小学校の保護者の方からなんですけれども、市道について相談がありました。

西4条南2丁目の市民会館東側の道路なんですけど、ここは中央幼稚園、中央小学校、美唄中学校の幼児、児童生徒が利用していますが、朝のわずかな時間ですが、とても混雑して危険な場面が見かけられるとのこと。

私も実際に見てきましたが、路肩の積雪で狭くなった道路に、歩行者と送迎の車両で結構な混雑です。

月形線から右折しようとして、対向車が来るので進入できない、月形線に何台も車がとまっているのも見かけました。車であれば、市役所西側の通りか、温水プールの通りを回っていくこともできます。保護者の声です。

私も実際に見てきて、危険だと感じましたものですから、教育長にお考えを伺いたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 吉岡議員の質問にお答えします。

初めに、集配局の再編などについてでございますけれども、その前に、民営化による新たなサービスが期待できるということでございますけれども、これは、民営化によりましていままでの制限がなくなり、自由な創意工夫によってさまざまな商品、サービスが提供されることが期待されるということで、まだ具体的なものとはなっておりません。

その集配局の再編などについてでありますけど、峰延郵便局、茶志内郵便局を無集配局とする計画について、報道されたところでありますが、今後、具体的な内容など情報収集に努め、サービスの低下を招かないよう、要請を行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、経済至上主義による地方の切り捨てにつながらないよう、私も十分な対応をしてまいりたいと考えております。

次に、本市の国保の役割と現状についてありますが、国民健康保険の加入者は、総所

得が100万円以下の世帯数が62%と低所得者が多く、また、高齢者の加入率も36%と高いため、それに伴い医療費も高くなりまして、国民健康保険の運営は極めて厳しい状況にあります。

事業の収支構成では、医療給付費等の支出が88%を占め、対応する財源は、国保税が27%、市繰入金が11%、国費が40%となっておりまして、医療費の抑制を図ることが最大の課題であります。

また、職域保険以外のすべての市民が加入する保険でありますことから、低所得者に対する減税措置を講ずる等適切な措置のもとに、必要な医療給付や保険事業に努めているところでございます。

今後におきましても、重複受診の防止や、各種予防検診等を呼びかけながら、医療費等の抑制を図り、国保税の軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、資格証についてであります。本市におきましては、資格証を交付する前段において、滞納者に対し納付相談を応じるよう通知をし、これに応じていただけない方や、相談事項を守らない方などに対して、短期証を交付しております。

短期証の交付による、3カ月ごとに納税相談の機会が設けられることから、この間において、生活実態にあわせた納付指導に努めても、なお納税意識の改善が図られない方について、資格証を交付することとしております。

なお、老人保健該当者や、6歳未満の児童のほか、特別の事情がある方などに対しては資格証の交付は行わないこととしております。

次に、基金についてであります。国民健

康保険財政の基盤安定強化、及び不測の事態に備える観点から積み立てております。

国保会計は厳しい状況にあり、平成18年度の予算においても、1億1,000万円ほどの基金の取り崩しをして、税を上げることなく編成したところでございます。

また、基金の使途は、赤字解消や保険事業に充てるものでありまして、保険税の引き下げには充てられないこととなっております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 吉岡議員の再質問にお答え申し上げます。

初めに、不審者情報についてであります。不審者にかかわる情報の伝達につきましては、児童生徒の安全確保のため、迅速に学校、家庭、及び地域が情報を共有できることが重要であると考えております。

普及率が増加している携帯電話のメール機能を活用した情報提供システムの確立も、その手段の1つとして有効であると考えております。

しかし、このシステムにつきましては、提供する情報の管理や、個人情報の保護等の課題もあるものと考えており、今後は、先進事例における実質的な運用管理等について、調査研究をしてまいりたい、このように考えているところでございます。

次に、市内各学校における冬期間の通学路の安全対策についてでありますけれども、それぞれ道路や歩道などの除雪状況のほか、地吹雪対策、あるいはまた、いまご質問にありました送迎車両の通過だとか、駐車の問題等、地域的により具体的な課題があるところでありまして、今後も通学路の危険箇所の日常的

な安全点検を徹底するように努めてまいりたいと考えております。

また、道路管理者や警察、あるいは学校等との連携を図りまして、実態に即した通学路の安全確保に取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 1 番吉岡文子議員。

●1 番吉岡文子議員 1 点目の郵政民営化についてですけれども、先ほど市長からご答弁いただきましたけれども、この郵政民営化というのが、そもそも国民の側から出たものではないということを、私はここで一言述べたいと思うんです。

小泉首相が口を開けば、官から民へと言いますけれども、小泉首相の言うところの民とは郵政民営化の民ですけれども、国民の民でもなく、市民の民でもなく、民間大企業の民なんです。

郵政の問題で関係のある民間大企業といえ、簡易保険の競争相手である保険会社と、郵便貯金の競争相手である大銀行です。

郵便局の便利さがよくて、国民が郵便局に貯金する、簡易保険に加入する、そのことが邪魔で仕方がない。できればなくしたいとの保険会社、大銀行のわがままなお願いを受け入れたのが今回の郵政の民営化というふうにいえることができます。

こんなわがまままで厚かましいお願いをしている、ずうずうしい保険会社の中に、最近、テレビのコマーシャルで頻繁に見かけるアメリカの保険会社も入っているんです。

つまりは、郵政民営化は、日本の民間の保険業者と民間銀行、アメリカの民間保険会社と一緒に、自分たちのもうけの仕事が

やりやすいように、日本の郵便局の制度をひっくり返してしまうということなんです。

アメリカのやり方のひきょうなところは、日本には民営化を要求しながら、自分の国においては、郵政はまだ国営化ということだと思います。

桜井市長は、市民の財産や、安心して暮らしていける市民サービスを守り抜くためにも、市内の郵便局を1つもなくさないとの強い気持ちを持ってこれからの郵政民営化に立ち向かっていただきたいと思いますけれども、その点について、伺いたいと思います。

それから、国民健康保険についてですけれども、先ほど市長から、我が市における国民健康保険の役割ということで伺いましたけれども、私も自分なりに分析してみました。

誰が考えてもおかしいことです。おかしいというのは、統計的に言って逆立ちしているということですよね。

人口や世帯数が減っているのにもかかわらず、国保だけが上がっていくというのはどうなのか。

私は、そのことについての1点目の答えは、不況下での解雇による、社会保険からの離脱により、国民健康保険に加入しなければならないというケースが多くなっているのではないというふうに考えています。

もう1点目は、非正規雇用が増加して、職場で健康保険をつけてもらえない働き方をしなければいけないという人がふえているのではないかということです。

庁舎の1階に、ハローワークの求人情報が置いてあります。私も、登庁するたびに1枚もらってきては、どんな仕事がこの美唄であ

るのかなと眺めてみますけれども、きのう数えてみましたら、28 件のうち、健康保険がつくのは15 件、残りの13 件はついていません。

15 件というのは、私のようなおばさんが働こうと思うと、とても働けないような建設業関係とかが多くて、やはりこの13 件に、例えば就職することになると当然、いままで入っていた方は同じですけれども、仕事をなくして働くということになれば、国民健康保険に加入するということになり、やはり低所得者がまた増えていくのではないかというふうな感じを持ちます。

そもそも、国民健康保険料の市民負担がこんなに大きくなったというのは、先ほども申し述べましたが、1984 年、国が行政改革の名のもとに国保事業に対する負担金を大幅に削減した事が招いたことです。国保負担の切り下げが市町村の国保財政の悪化につながり、それが国保料の高騰を招く、国保料の高騰が滞納世帯の増加を招き、市町村の国保財政の一層の悪化を招く、市町村は、国保財政の一層の悪化で国保料のさらなる値上げをする、そうすると滞納世帯がまた増加する、まさに悪循環です。

どこかでこの悪循環を断たないと、国保地獄ともいうべき市民の苦しみはいつまでも続いてしまうことになります。せめて、国の負担を削減前の水準に戻せば、国保料の引き上げが可能となることは明白です。

桜井市長は、市政執行方針の中で、やさしさと健康のまちづくりという点を挙げています。

市民の健康と福祉を守るという、首長としての使命を全うするならば、国に対しては、

はっきりと国庫負担をもとに戻すことを求め、そして市民に対しては、市民負担の軽減を図る保険料の引き下げを行うことが、市民が一番求めていることだと私はと思いますが、市長はどうお考えになりますでしょうか、お聞きいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 吉岡議員の質問にお答えします。

郵政民営化の問題でございますけれども、これにつきましては、一定の国民審判が下されているものと考えております。

しかしながら、いま、やはり都市と地方の格差、それから大企業と中小企業との格差と、格差社会がまさに顕著になってきていると。

このような中で、先ほど申しましたように、経済の理論だけ、まさに経済至上主義で地方は切り捨てられるということは、これ以上のことは、私どもも許せない状況にあるかと思っています。

そういう意味では、いま、郵便局の問題につきましては、できるだけ市民サービスの低下を招かないような、そういう措置を講ずるように国等に要請を行ってまいりたいと考えております。

それから、国保のことでございますけれども、全国の世帯数の52.5%が加入しているという、わが国の医療保険制度の中核となる重要な医療保険であると。

このような中で、国保会計、本市はまだ、何とか基金等がありますけれども、全国的に大変厳しい状況でございます。

この国保会計の見直し等がいま、全国で行われておりますけれども、これに関しまして

もいま、こういう国民の生活実態等を反映した場合、まさに国の支援策をやはり戻してもらおうというか、一定の額を増額していただけるというこのような措置を講じるよう、これは、全国市長会等を通じて要請をしてまいりたいとこのように考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

16 番本郷幸治議員。

●16 番本郷幸治議員（登壇） 平成 18 年第 1 回定例会にあたり、大綱 2 点につきまして、市長並びに教育長にお伺いします。

大綱 1 点目の、中心市街地活性化について、以下 2 点について、市長にお尋ねします。

1 点目は、まちづくり交付金の活用についてであります。まちづくり交付金制度は、平成 16 年 3 月の都市再生特別措置法の改正により創設されました。

現在、全国 504 市町村、742 地区で実施されています。

平成 18 年度予算において、現在、過疎化が進んでいます地方自治体の大きな課題の 1 つであります地域再生、都市再生の推進策として、この制度の拡充が図られ、前年度比 1.35 倍の 2,600 億円が計上されています。

まちづくり交付金は、市町村が主体となって、個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的・効果的に推進することを目的とした交付金制度と承知していますが、まず、この制度の概要について、市長のご認識について、お伺いします。

昨年の 4 月に策定されました中心市街地活性化基本計画は、事業内容によっては平成 17 年度から始まったものもありますが、新年度以降の市外地の整備改善のための事業や、商

業等の活性化のための事業を具体的に進めるにあたり、本市のやりくり財政状況では大変危惧されます。

こうした状況下での、まちづくり交付金制度の活用については、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

2 点目は、旧生協跡地についてであります。

生協の東地区移転の問題については、私は過去、定例会の一般質問で何度か取り上げてきました。

現場に居住しているものとして、移転後の影響は想像をはるかに超えた状況が続いております。

このような中、昨年の 12 月に、解体のための足場が組まれ、工事が始まりました。工事完了予定の 2 月いっぱいからずれこみ、3 月までかかるとのこと。

この件につきましては、地元商店会や市民の間では、民間が購入したとか、市が買って道営住宅を誘致するとか、さまざまな憶測が飛び交っています。

市長は、新年度の市政執行方針の中で、生協跡地利用について、中心市街地活性化基本計画を踏まえ、TMO 及び関係機関、団体と協議しながら有効活用の方策を探りたいと言及されています。

旧生協建物の解体までの経過の中で、生協側から市に対して、正式に何らかの協議はあったのでしょうか。あったとすれば、どのような内容で、結果はどうであったのか。

仮に、市が購入するとした場合、その購入価格にあたってはどのような基準で判断するのか。また、購入価格は幾らぐらいで予定しているのか、お尋ねします。

次に、大綱2点目は、教育行政について、学校の安全対策について、教育長にお尋ねします。

平成13年6月に発生した大阪池田小学校での殺傷事件は、8人の幼い命を奪い、教師を含む15人に重軽傷を負わす凶悪な事件がありました。

この事件を機に文部科学省では、学校の危機管理マニュアルを策定し、二度と同じ悲劇を繰り返すまいと全国に通達を出しました。

しかし、悲劇はとまらず、その後大きく報道された事件が後を絶たず、登下校を含む学校での事件報道は社会に大きな不安を与えております。

本来、最も安全なはずの学校が、いまやそうでなくなりつつあるというのが実感でございます。

そこで、何点かにわたってお尋ねします。

1点目は、近年、空知管内もしくは市内において、学校の施設内及び通学路における子どもたちを狙ったと思われる不審行動者の事案を、件数及び内容を含めどのように把握されているのか、お尋ねします。

2点目は、学校施設の安全管理体制についてであります。

2002年12月、文部科学省では、全国の学校に独自のマニュアルを策定するよう指導しております。

独自のマニュアルとは、それぞれの学校の立地環境や校舎の構造を踏まえ、実効性のある具体的な対策が求められているからであります。

このマニュアルの作成状況と、これに基づいての訓練の実施状況はどのようになっている

のか、お伺いします。

3点目は、犯罪者への警告として、警察と自治体名において、パトロール中というマグネット式ステッカーをつくり、公用車などに張り付け、市内を運行する事例が全国で行われております。

美唄市として、防犯意識の啓蒙と犯罪者への警告について、どのように考えているか、お伺いします。

4点目は、警察OBなどによるスクールガードリーダーについてであります。

平成18年度の政府予算案に、全国で900人から2,400人に増員し配置、各リーダーが担当する一定の地域内で、小学校を定期的に巡回。各小学校の警備ポイントを点検するとともに、各小学校で巡回警備にあたるスクールガードボランティアを指導育成しようとするものであります。

基本的に、道や政令都市が対象のようですが、子どもの安全を考えたとき、本市としても積極的に取り入れるべきと考えますが、ご見解をお伺いします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 本郷議員のご質問にお答えします。

初めに、中心市街地の活性化について、まちづくり交付金の認識等についてであります。この制度は、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と、地域経済社会の活性化を図ることを目的として、平成16年度から新たに創設された制度であります。

概要につきましては、基幹事業と提案事業に分かれ、基幹事業においては、道路や公園をはじめ、地域生活基盤施設としての広場や駐車場、空き地の整備などが対象となっているほか、提案事業においては、まちづくりを進める上でのソフト事業や、提案に基づく地域創造支援事業など、まちづくりに必要な幅広い事業が交付対象となっていると承知しております。

次に、この制度の活用についてであります。が、これまでも他の事業において活用してまいりましたが、中心市街地活性化基本計画を具体的に推進していく上でも、大変効果的な制度でありますので、今後とも、活用について検討してまいりたいと考えております。

次に、旧生協跡地についてであります。が、これまでの経過については、平成 17 年 8 月 31 日に、生協から市に対して、建物の寄付と土地の買い上げについて申し入れがありました。

これを受け、町内において、中心市街地及び商店街の活性化を図る観点から、公共的施設の活用を含め、どのような活用策があるのかを検討いたしました。

結果として、既存の建物を活用する場合、店舗の様式から他の用途に変更する際の構造上の問題や、活用方法、さらには駐車スペースの確保など課題が多く、生協に対して「建物の活用は難しい」旨の回答をしたところがあります。

生協は市の回答を受け、12 月に入り建物の解体に着手したものであります。

また、解体着手と同時期に、さら地にした上で購入を検討してもらえないかとの申し入

れがあり、再度検討した結果、生協の東地区への移転は中心市街地の活性化はもとより、すすらん通商店街にとっても大きな痛手であり、旧生協跡地の活用についてはこれまでも、商工会議所やすすらん通商店街などにおいて、それぞれの立場で検討されてきた経過があります。

このため、市といたしましては、旧生協跡地は中心市街地及びすすらん通商店街の中心的な場所であり、更に約 500 坪という一定の広さもあることから、今後、中心市街地の活性化にとっては必要な場所であると判断し、購入することとしたものであります。

購入予定価格につきましては、不動産鑑定士による評価額をもとに協議を行ってきたところであり、現在、4,000 万円を下回る価格で協議をしているところであります。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 本郷議員のご質問にお答えいたします。

学校の安全対策の推進についてであります。が、初めに、管内の不審者情報についてであります。が、昨年 4 月から本年 2 月末現在まで、31 件の不審者情報が寄せられており、そのうち市内につきましては、16 件であります。

その内容についてであります。が、ほとんどが児童生徒に対しての「声かけ」の事案であり、発生場所については、管内の広い範囲となっております。

これらの不審者情報につきましては、市内各幼稚園・学校に速やかに提供し、学校と保護者が情報を共有して、園児・児童生徒の安全を図っているところであります。

次に、学校の安全管理マニュアルについて

であります、教育委員会といたしましては平成 14 年度に、「学校における危機管理マニュアル」を作成し、各学校に配布しております。

さらに各学校では、緊急時に対応しさまざまな事態での組織的な判断・行動ができるよう全職員の役割分担や、行動マニュアルなどを具体的に確立しているところであります。

これにより、以前からの避難訓練に加え、美唄警察署と連携しながら、不審者に対応したより実践的な防犯訓練も実施しているところでございます。

次に、防犯意識の啓蒙と犯罪の予防についてであります、本年 1 月 31 日に、「児童生徒の安全確保に向けた美唄市対策会議」を、学校関係機関・団体と連携して開催し、地域ぐるみで子どもの安全を守るための共通認識を高めたところでございます。

この会議の中で、児童生徒の安全について、各学校や防犯協会、すきやき隊などの取り組みが報告されたところであります。

教育委員会といたしましては、今後につきましても、これまで市民の皆さんや多くの事業所に協力をいただいている「子ども 110 番の家」の取り組みの拡大と、効果的な活用が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、「スクールガードリーダー」についてであります、学校の安全を守るため、より細やかで専門的な支援が期待できる、警察官 O B の方などを委嘱する「スクールガードリーダー」は、有効な取り組みの 1 つとして認識をしております。

教育委員会といたしましても、地域におけ

る防犯活動や、警察署等の関係機関とも連携、協力しながら地域ぐるみで子どもの安全を守る取り組みを進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 16 番本郷幸治議員。

●16 番本郷幸治議員 自席から、市長に、再質問をさせていただきます。

ただいま市長のご答弁の中に、旧生協跡地、購入したいと、購入する予定とこのようなご答弁がありました。

そこで、旧生協跡地の当面の問題、また中長期的なビジョンについて、お伺いします。

すずらん通商店街の中で、核といっても過言でない大変大きなスペースが、4 月から空き地になります。

そこで、心配な点は、商店街としての景観の問題、仮に、進入できないようにフェンスを張りめぐらすのか、それとも駐車場として整地し舗装するのか。

また、夜間は死角になりやすい場所になり、照明等を含めての防犯上の問題が考えられます。

こうした問題点を含めての維持管理と、当面の有効活用をどのように考えておられるのか、お伺いします。

中長期的には、ただいま国にありましては大店舗立地法、都市計画法、中心市街地活性化法の、いわゆるまちづくり 3 法の見直しが具体的になる予定です。

特に、平成 18 年度の国土交通省の中心市街地活性化支援措置として、中心市街地再生のためのくらし、にぎわい再生事業の創設や中心市街地共同住宅供給事業の創設などを視野に入れ、今後、人口減少や少子高齢化社会の

時代状況、また、あらゆる面での行政コストなどを考えますと、便利のよいところに公営住宅の建て替え等も含めたまちなか居住の計画が必要と思われますが、市長のお考えをお伺いします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 本郷議員のご質問にお答えします。

旧生協跡地の維持管理や活用方法についてありますが、中心市街地活性化基本計画やTMO構想を踏まえ、本年1月に設立されました商工会議所や農協、各商店街や金融機関、専修短大など14の機関・団体から構成する「美唄TMO推進協議会」などと十分協議しながら、できるだけ早い時期に、管理方法や活性化に向けた活用方策を取りまとめてまいりたいと考えております。

当面は、市民の皆さんの利便性を図るための駐車スペースやイベント広場など、多目的な空間としての利用が考えられますが、これらの活用方策につきましても、関係機関・団体などと協議してまいりたいと考えております。

次に、まちなか居住の考え方につきましては、中心市街地活性化基本計画の中に、高齢者向け有料賃貸住宅や、借り上げ公営住宅などを民間活力により推進していくこととしてありますが、具体的な計画につきましては、公営住宅ストック総合活用計画との整合性を図りながら検討してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

20 番林 国夫議員。

●20 番林 国夫議員（登壇） 平成 18 年第

1 回定例会にあたり、大綱 2 点について、市長ならびに教育長に質問いたします。

大綱の 1 点目は、農業行政について、お尋ねいたします。

1 点目は、平成 19 年度から導入されます品目横断的安定対策についてであります。平成 16 年度から 18 年度までは、水田構造改革のもとで、産地づくり対策をもとに、水田転作が実施されてきておりましたが、この政策も本年をもって新たな政策に転換をしていかなければならない状況であります。

平成 19 年度からは、新たに品目横断的な安定対策が導入されることになっておりますが、この政策は、水田経営や北海道の畑作経営を対象とした支援策を担い手や認定農業者、また一定の要件を有した集落営農に限定した政策であります。

要件は、都府県では 4 ヘクタール、北海道は 10 ヘクタールが基本的な面積となっておりますが、特例措置として北海道では、6.4 ヘクタールまでが担い手としての認定されることになっております。

新たな政策は、水田転作が始まって以来、これほど政策が大きく転換されることは、かつて想像されていない大転換であり、担い手認定農業者や要件に満たない一般農業者は、将来的農業の展望が見えない不安や、明日への農業経営に懸念を抱いている現状であります。

品目横断的安定対策は、担い手認定農業者を中心とした政策であり、担い手認定農業者以外の農業者の切り捨てにつながる政策であります。

新たな政策では、担い手認定農業者の支援

については、米を主体とし麦、大豆を対象とし、作物ごとに過去3年の実績をもとし、品目ごとに収量の実績、転作の面積を基本・基準とするため、農家個々の実績によって所得の差が生じる仕組みとなっております。

一方では、担い手認定農業者以外の一般農業者は対象から外され、転作に協力して大豆、麦等を作付しても交付金の対象とならないことから、代金の販売のみとなります。

麦でいえば、1俵当たり2,300円程度、10アール当たりの収入は1万5,000円くらいと生産品にも及ばない、届かない金額でございます。そのために、一般農業者は、必然的に経営が困難となる状況であります。

今後において、短期期間の中で、経営体の見直し等、大転換が求められております。

美唄の稲作農業にとっては大変大きな課題であるとともに、美唄市の経済にも大きな、大変な影響が出ることが予想されるわけがあります。

美唄市農協の状況では、現在、作付農家戸数は、2月現在で582戸、そのうち認定農業者は303戸と聞いております。

今後において、認定となる農業者は20戸から30戸と推測をしているようですが、認定とならない農業者数は、約250戸と推定されます。

そこで1点として、市として新たな政策に対して、担い手認定農業者の確保、担い手の育成や経営指導等についてどのように進められるか。

また、認定とならない一般農業者に対して、どのように考えておられるか、その対策と方向性について、お伺いいたします。

あわせて、この対策に関する課題が多くあると思いますが、どのように取り組まれるのかお尋ねいたします。

2点目は、土地改良事業について、お伺いいたします。

品目的横断対策の導入に伴い、米、麦、大豆の輪作体系の確立や、収量、品質の向上、高収益性を高めていかなければならないわけですが、今後において、生産基盤の確保の必要性が求められており、各地で土地改良事業に取り組む機運が高まっており、すでに2地区が期成会を設立されております。

また、新たに何地区かが期成会設立に向けて準備がされていると聞いております。

そこで1点目は、品目横断的経営安定対策に向けて、農用地の流動化、担い手の確保が必須になっているが、基盤整備事業のかかわりについてどのように考えておられるか、お伺いいたします。

2点目は、国営・道営改良事業がありますが、基盤整備事業の現状について、どのようなになっているのか、お伺いいたします。

3点目は、市として基盤整備事業について、今後、どのように対応されていくのかお尋ねいたします。

大綱の2点目は、教育行政についてお尋ねいたします。

1点目は、幼稚園の配置の見直しについてであります。

少子化が進み、幼稚園園児の減少が続いているようですが、幼稚園は、家庭から社会生活に踏み出す第1歩であり、見守っていかなければならない大切な幼児期であります。

執行方針や自立計画の中では、公立幼稚園は、将来的に市立幼稚園に移行されていくようではありますが、平成 17 年度は検討期間として、平成 19 年度は実施と計画されておりますが、保護者にとっては関心を持っている課題であります。

そこで、現在幼稚園の状況と、幼児数はどのような状況になっているか。また、平成 17 年度の検討期間での検討された内容について、お伺いします。

また、今後、私立幼稚園を中心とした幼稚園教育に移行されるようではありますが、どのように推進されるのか、お伺いいたします。

2 点目としては、小中学校の配置の見直しについて伺います。

執行方針では、小中学校の配置の見直しについては、少子化に伴い学校の小規模化が進む中であって、子どもたちにとって、よりよい教育の環境を整えることから、保護者や地域と協議を進めるとありますが、自立推進計画においても平成 17 年は検討期間とし、19 年度は実施と計画がされ、地域との協議がされているようではありますが、そこで、1 点目は、平成 17 年において、保護者や地域との話し合いが何回されてきたのか、その内容についてお伺いいたします。

初めに、学校、教職員との協議についてですが、どのように行われてきたかお伺いいたします。

次に、統合に向けて、受け入れ側となる学校とどのような協議がされてきたのか、お伺いいたします。

次に、今後、統合に向けて、教育委員会としての考え方、また、今後のスケジュールに

についてお尋ねいたします。

3 点目は、西美唄小学校の老朽化に対する考え方についてお尋ねいたします。

西美唄小学校の老朽化については、何回か質問をしてきておりましたが、西美唄小学校は昭和 44 年に、西美唄地区の 4 校が合併統合され、以来 36 年が経過しております。

地盤の沈下や、木造建築のため老朽化が著しく、児童の学習環境は悪化をたどっております。

地域では、校舎新築期成会を設立して、教育委員会との協議を 10 年に及んで行ってきましたが、少子化の影響を受け、また、生徒数の減少など状況の変化などもあり、教育委員会として改築は困難であるとの判断が出され、期成会と委員会との協議を重ねる中で、中学校の生徒の減少から、中学校の配置の見直し等の問題から、中学校の統合もあわせて考えていくという方針が出されたわけであります。

統合後は、小学校を中学校の跡地に移転をするとそんな考え方が示され、期成会を解散して、統合までは地域で子どもたちの教育を守っていくため、西美唄小学校の教育環境をよりよくする会を設立し、保護者や地域が力を合わせて、老朽化の対応や対策に取り組んでいるところであります。

そこで、西美唄小学校については、中学校の統合とのかかわりがあるわけではありますが、小中学校とどのような協議がされてきているのかお尋ねいたします。

次に、西美唄小学校は老朽化が著しく進んでいます。今後、よりよい会や保護者、学校側との話し合いについての考え方をお尋ね

いたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 林議員のご質問にお答えします。

初めに、農業行政について、品目横断的経営安定対策についてであります。国は、今後の農政改革の方向を示す新たな「食料・農業・農村基本計画」を踏まえ、「経営所得安定対策等大綱」を決定し、「品目横断的経営安定対策」などを平成 19 年度から導入することとしており、このことは、これまでの農政のあり方を大転換する改革であり、担い手の育成、確保などの早急な対応が必要であると考えております。

このため、現在、「経営所得安定対策等大綱」の内容について、農協などと説明会等を通じて周知を図っているほか、「品目横断的経営安定対策」に対応していくために、農業者リストをもとに個別面談などによる意向確認や、認定農業者への誘導、集落営農組織に関する助言等を行っているところでございます。

今後は、市、農業委員会、農業改良普及センター、農協が連携し、農協ごとに設立される「地域担い手育成総合支援協議会」を中心に、認定農業者等の育成・確保に取り組んでまいりたいと考えております。

さらには、担い手農家等の一層の経営体質の強化や、農産物の産地化などを推進するために、仮称「農業支援センター」を 4 月に設立し、農産物の生産性向上活動、ゆとりある農業経営の確立活動、担い手の育成支援活動などに取り組んでまいりたいと考えております。

また、小規模農家等に対しましても、今後

とも、経営規模の拡大や集落営農組織への誘導に努めるほか、ハスカップの生産進行をはじめ、アスパラやイチゴ等の野菜や花きなど、高収益作物を振興し、これら作物を導入した経営の複合化を図るなど、さまざまな角度から対策を講じてまいりたいと考えております。

また、国から、本体策に係る課題等について、地域の意見を求められたことから、生産条件是正対策における地力増進作物や、土地改良事業実施中の取り扱い、さらには所得要件における産地づくり交付金の取り扱い等の課題について提起しているところでございます。

いずれにいたしましても、本市の地域経済を牽引する基幹産業として、足腰の強い農業に発展させていくためにも、担い手の育成・確保をはじめ、基盤整備の推進や農産物の高付加価値化・差別化、さらには地産地消の取り組みや、食育の推進などに重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、土地改良事業についてであります。これまで、基盤整備事業により、ほ場の大型化や担い手への農地集積などを進め、農業経営の安定を図ってきたところであります。

平成 19 年度からの品目横断的経営安定対策は、支援の対象を一定の要件を満たす担い手に限定されることから、農地を流動化して担い手を確保していくことが求められており、今後、さらに基盤整備の推進が必要であると考えております。

こうした中、農家負担を軽減する「食料・環境基盤緊急確立対策事業」は今年度終了しますが、北海道は、平成 18 年度から新たに、担い手の育成・支援と水利施設の機能増進を

目的に、「持続的農業・農村づくり促進特別対策事業」を創設し、平成 22 年度まで実施される予定となっております。

現在、基盤整備事業の実施に向けて、すでに期成会設立地区が 2 地区、今後、期成会設立を予定している地区は 4 地区あり、事業実施をめざしているところであります。

また、国営事業も平成 18 年度から、美唄全域を対象とし、地域の課題や状況等を把握し、農業基盤の整備方向を検討する地域整備方向検討調査を行う予定となっております。

今後につきましては、これらの調査も踏まえ、地域や各種、各関連団体と十分協議をし、必要な基盤整備に努めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 林議員のご質問にお答え申し上げます。

幼稚園、小中学校の配置、見直しについてであります。初めに、幼稚園の配置見直しにつきましては、市内には現在、私立幼稚園 2 園、公立幼稚園 3 園があります。

園児の状況についてであります。平成 17 年当初、市内には、3 歳児は 198 名おり、そのうち公立幼稚園 14 名、私立幼稚園 26 名、その他保育所等に 88 名入園・入所しております。

4 歳児につきましては 202 名で、そのうち公立幼稚園 65 名、私立幼稚園 49 名、その他保育所等 85 名となっており、5 歳児につきましては 192 名で、そのうち公立幼稚園 44 名、私立幼稚園 51 名、その他保育所等 96 名となっております。

幼稚園の就園状況につきましては、栄幼稚

園を除く他の 4 園は、いずれも定員を下回る状況にあり、今後におきましても、この状況は続くものと考えているところでございます。

平成 14 年度に策定いたしました幼稚園教育振興計画の中で方向付けをしたとおり、将来的には、幼稚園教育の中心的な役割は私立幼稚園になっていただくことが必要と考えているところであります。

今後、美唄市における幼稚園教育のあり方について、保護者の皆様や私立幼稚園とも十分に話し合いを行い、公立幼稚園の配置見直しを進めてまいりたいとこのように考えております。

次に、小中学校の配置見直しについてであります。教育委員会では、子どもたちが一定集団の中で育まれる教育環境が大切との考え方から、少人数化が進む西美唄及び茶志内中学校の配置見直しについて、小中学校の P T A 役員、保護者や地域代表の方々と、西美唄中学校は 5 回、茶志内中学校は 7 回の話し合いを行ってきたところであります。

この話し合いの中で、今後も子どもの数の増加が見込まれないことの共通認識を持っていただいているところであります。配置見直しに向けて、子どもたちの教育環境の変化や学校間の準備体制の整備、地域住民への説明などについてのご意見をいただきました。

このようなご意見にこたえるため、教育委員会といたしましてはこれまで、該当する学校間の意見交換など行ってまいりましたが、今後、学校間の事前の交流の取り組み体制づくりなどに努めることが必要と考えております。

また、完全複式校となっている光珠内中央

小学校につきましては、小学校PTA役員、保護者や地域代表の方々と、児童の教育環境という視点で話し合いを行ってきたところがあります。

この話し合いの中で、配置見直しの考え方、学校と地域とのあり方などのご意見があり、引き続き話し合いを行い、保護者や地域住民の理解が得られるよう進めてまいりたいと考えております。

なお、中学校の場合、これまで平成19年4月を配置見直しの時期としておりましたが、話し合いの経過を踏まえ、学校間の準備体制の整備を図り、子どもたちが不安なくスムーズに新しい学校に溶け込むための十分な期間を設けることや、地域住民の皆様のご理解とご協力も必要であることから、平成20年4月に見直しせざるを得ないものと考えております。

次に、西美唄小学校についてであります。西美唄小学校の校舎は昭和44年、屋内体育館は昭和45年にそれぞれ建設され、築後約36年が経過し、著しく老朽化が進んでいる状況であります。

昨年12月に、「西美唄小学校の教育環境をより良くする会」の皆様から、児童の安全、学習効果が保障される環境整備への具体的な要望書をいただいたところがあります。

これまでPTAや地域の皆様のご協力を得ながら、校舎の床などの一部補修などを実施してきております。

教育委員会といたしましては、冬期間の寒さ対策という大きな課題も残されている現状であります。児童のよりよい学習環境の整備に努め、安全な校舎で学ぶことができるよ

う適切な維持、修繕を行わなければならないと考えております。

また、「西美唄小学校校舎新築促進期成会」につきましては、市内中学校の配置見直しによる西美唄中学校のあり方についての教育委員会の考え方などから、総合的な判断のもとに新たに「西美唄小学校教育環境をよくする会」が設立されたわけですが、その経緯等を踏まえ、また、西美唄小学校の校舎の老朽化に対する現状を地域の方々とともに共通認識した上で話し合いを進めてまいりたいとこのように考えております。

なお、西美唄小学校の校舎につきましては、引き続き安全・寒冷対策等に十分配慮して、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 20番林 国夫議員。

●20番林 国夫議員 この場から、教育長に質問させていただきたいと思います。

西美唄小学校の老朽化についてですが、先ほど申しましたように、非常に老朽化が進んでいると、そんなことから地域で期成会を立ち上げながら教育委員会との話し合いを持ってきたわけですが、いろいろなその過程の中で、やはり原因になったのは子どもたちが少なくなっていくと、そんな観点から教育委員会としても新築のことについては非常に困難であると。

そんなことから、期成会といたしましても将来考えたときに、新築が難しいとすればその対策として今後どう考えているのかと、そんな観点からお話をさせていただいた中で、中学校が統合をした後に、そこを活用して小学校に入っていただくとそんなことで、上級

生については、中学になれば大きな学校に入
っていただけると、そんな判断のもとに、地
域もそれを了承して期成会を解散したとこ
ういう流れでございますが、そのことは教育長
も十分ご承知のことと思いますが、我々いま、
学校との現状を見ますと、非常に老朽化が著
しくひどいわけですね。あっちを直せば、ま
たこっちが壊れてくると。

いま現在、かなり安全のためにやっていた
だいている部分はあるわけですが、いま屋根
等の破壊も進んできていると。

それから、これは実態の話ですが、学校と
の話し合いの中で、やはり先生方も非常にこ
う努力されているわけですが、やはりこの寒
さに向かって、やはり集中暖炉でないわけ
ですから、個々に石油ストーブを置いている
わけですが、結局、床が安定していないと。

そんなことから、先生方も冬に向かってス
トーブの耐震装置が働かないようにと、そん
な観点から先生方が床にもぐって、そのパッ
キンといいますか、すき間に物を入れて、少
しでも安定をするというようなこともやって
いるのが実情でございます。

それはそれとしながら、教育委員会として、
もしそういうことで先生方が、万が一事故に
あったとか、いろんな課題がそのことによ
って出てくるんでないかというふうに感じて
いるわけです。それで、このままでいきますと、
次から次と補修がこれからもされていかな
ければ環境は堅持できないということになる
わけですが、見通しとして、いま、中学がと
にかく統合しなかったら建物があかないと、こ
れは実態だと思いますが、その辺について、
やはり中学校の統合も大事だと思いますし、

また、小学校のいまの生徒たちの現状、こ
れを見たとき、やはり、その対策がやっぱり早
急に急がれる問題でないかというふうに感じ
ているわけですね。その辺について、やは
り非常に地域的に難しい部分があると思うん
ですよ。

中学校にしてみれば、やはり親としてはそ
こで、現在地でこう行きたいという声もある
と思いますし、また小学校の父兄にしてみれ
ば、やはり家で普段着ているより、1枚余計
着せて行かないと風邪をひくとかこんな心配
があるわけです。そういった観点から見ても、
教育長がよりよい環境をつくると言っており
ますが、本当にそれが、いまの美唄の全校を
見ても著しく教育環境が、大きな差がある
わけです。

そんなことをとらまえたときに、やはり中
学校の問題もさることながら、小学校のいま
の学校の環境を、やはり加味をしながらやっ
ぱり取り組んでいただきたいと思います。

先ほどの答弁にもありましたが、計画は19
年度と、一応実施計画となっておりますが、
諸般の事情でやはり実施に至るについては20
年になるのではないかという答弁もありまし
たが、これは、地域需要だとか、あるいは移
行期間としてそういう時間もいるかなという
ふうに私も解釈しておりますが、その中学が
移行した後、じゃあすぐそこに小学校が入れ
るかということになれば、やはり中学校と小
学校の構造上の問題もあり、そこでやはりま
た時間がかかると思うんですよ。

ここで想像すると、あと何年小学校があ
の状態でいなければならないかと、こんなこ
とが懸念されるわけですね。

昨年も、国旗掲揚塔も崩れてきて危ないから壊したとか、玄関の壁が落ちてきて、子どもたちが通ったときにもし落下したらどうなんだろうと、そんなことで改善はされているものの、実態は本当にひどい状況であります。

その辺を十分に配慮をして、今後の対策に向かっていていただきたいというふうに思っているわけです。

その辺について、教育長の考え等を再度、お聞かせいただきたいと思います。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 林議員のご質問にお答えします。

西美唄地区の小中学校の関係につきましては、特に期成会につきましては、平成5年から、早くから新築期成会の要望ということを私ども受けておりまして、その他の学校の改築等ありまして、なかなか工事着手することできなかったんですけれども、平成14年の2月に、地域の方に集まっていたきまして、特にその頃、中学生の数も減ってきておりますし、私どもとしては、極端に数が少なくなっている学校につきましては、やはり学ぶ環境をいうことを考えた場合に、ある程度、一定人数の子どもが必要であるよと、その結果、西美唄中学校については、そういった適正配置ということで考えられますと、そうなりますと、小学校についてはその後に移転することがよろしいのではないのでしょうかというように、14年2月に私どもの考え方を述べさせていただきました。

それ以降、これ茶志内も合わせてですけれども、中学校については、適正配置というこ

とで地域といろいろ話し合いを進めさせてきていただいておりますけれども、実際話を進めますとなかなか簡単に進まなくて、やはり学校の地域の保護者の方の不安は、学校、大きいところに行きますと、やはり子どもが心配だという不安等いろいろありまして、そういったことや、また、行く先の学校にすんなり入っていけるのかどうか、いじめに遭うのではないとかそういった親としての不安がつきものでございます。

そういったことにいろいろお答えしながら私ども、学校、統合する学校に対しましてもいろいろ話し合い進めまして、先生方のご意見等も伺いながら、そういった作業を進めるべきだろうと。

その結果、やはりいろいろな前段の作業をするためには、19年4月ということに、非常に困難であるということで、先ほどもお答えいたしました20年4月ということで、いま考え方を直しているところであります。

それで、西美唄小学校につきましては、いま林議員からいろいろお話ありましたけれども、私どももやはり、校舎の老朽化している学校としては、一番心を置いている学校でございます。

昨年も、国旗掲揚塔につきましては、いつ倒れるかわからないよということで、保護者の方に、地域の方にお力添えをいただいて処置をした、あるいは周辺のパイプなんかもむき出しになっているよと、あるいは校舎の屋根の集合煙筒が崩れそうになっているとか、コンクリートの破片がいつ落ちるかわからないそんなことを、私ども一つひとつ、担当の方も出しまして、その場しのぎと言っては語

弊があるかもしれませんが、応急手当の繰り返しということで、確かに根本的な対応ということになっておらないかもしれませんが、長い目で見た場合の計画を考えまして、そういったことで対応してきているものでございます。

校長、教頭住宅も含めまして、市内で一番環境的には、建物の環境という面では私も一番、これから、ことしも来年もその一番心を砕いていかなければならないと、そして、また保護者の方のいろいろなご協力もいただかなければならないのかなとそんなふうに考えているところでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

●議長長岡正勝君 午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時01分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

17番吉田 栄議員。

●17番吉田 栄議員（登壇） 平成18年第1回定例会にあたり、通告に従いまして、市長に質問をしてみたい。

まず、1つ目には、農政についてであります。

いわば、農業にかかわりのない私が、毎回毎回、農政問題について質問をしてみたい。

何といいましても、当市におきまして、基幹産業である農業が疲弊するということにな

りますと、市全体の経済に大きくかわりをもたらすということからして、何としても国の農政に対する極めて冷ややかな政策が打ち出される中で、美唄市の農業が、とりわけ稲作農業が、その行方が美唄にとって大変大きな課題だろうと思うからであります。

きょうは、先ほど同僚議員も質問しておりました品目横断的経営安定対策について、質問してまいりたいと思います。なるべく、重複の内容に気を配りたいと思いますので、ご答弁をよろしくお願いしたいと思います。

ご案内のように、昨年10月27日ですか、農水省が打ち出しました経営所得安定対策等大綱の中で、最も主要的な対策として品目横断的経営安定対策が打ち出されたわけであり

ます。

一言で言いますと、この18年まで3年間続けてまいりました米政策大綱の3年間にわたるこの政策が終わりを告げた。

より厳しい、いわゆる農業に対する交付金といいますか、補助金であります、その提言にどう形づくるかという立場で策定されたのが、今次提示されました品目横断的経営安定対策であろうと思う認識をしております。

中身として、品目別支援、今日まで行ってきた交付金を全廃するということであり

ました。

米はもちろんのこと、麦にしても大豆にしても、先ほどのお話でもありましたように、この安定対策に乗っからないと、まさに麦が60キロ2,300円相当に落ち込まれるという結果になるわけでありますから、何としてもこの経営安定対策に乗っからないとならない状況になってくるんだろうと思うわけ

であります。

新安定対策についていえば、一定要件を満たす戸別営農体、そして、法人を視野とする営農集落体と、これがこの該当になる経営体になるんだらうとこのように言われているわけであります。

この安定対策支援対象についてでありますとか、あるいはその支援の内容、及び農地・水・環境保全向上対策、こういったものもこの安定対策の中には含まれておるわけですが、その内容に入りますと、内容的に幅広くなりますから、今回は外郭的なことに限って質問してまいりたいと思います。

一言で申し上げまして、今回出されているこの安定対策というのは、何といいましても、弱小農業者の切り捨てと、そして、将来に向けては、農業生産法人化という偽名のもとに財界が狙う戦略の一里塚だろうと、こう私は認識しているわけですが、市長は、今次提示されています 19 年度から実施に入りますこの安定対策について、どのようなご認識なのか、まずはお伺いしたいものと思います。

さて、内容に入ってまいりますが、1 つは、当市の認定農業者の戸数というのは、いかほどのものか、まずお知らせをいただきたいと思います。

認定農業者であっても、品目横断的経営安定対策の適合農家とは限らないかと思いますが、この適合農家の戸数についてはいかほどのものか、お伺いしたいと思います。

問題は、この安定対策に加入したくても加入のできない農業者、あるいは、条件が満たなくて加入のできない農業者、さまざまな条

件があるんだらうと思うのですが、この加入できない農業者の戸数は何ほどなものか。

そして、また、その加入できない農業者の今後の施策について、市として持ち合わせの政策があるならばお聞かせをいただきたいと思います。

さて、この品目横断的経営安定対策の中の 1 つの柱として、需給調整システムというのが、今度は取り入れられるとこういう内容になっております。

昭和 45 年から今日まで、長期にわたって減反政策が推し進められてまいりました。

農業者の好むものではないものを押し付けられながら、今日まで営農を行ってきたわけですが、今度はそうではないと、農業者自らが生産量を特定をして、それに見合う作付をすると、そういう生産者に生産量の責任を持たすと、こういう施策に変わってくるわけがあります。

そのことは、自らが生産量を決めて、その生産量に見合う作付をするわけだから、あえてそのことに対する補助金であるとか、交付金とかというものの手当ては、基本的になくてもいいではないかという考え方、そういう思想がこの安定対策に一本通っているんだらうと思うのですが、この需給調整システムの仕組みについて、市長のご見解を伺いたいと思います。

そして、その生産調整方針を作成するのは農業者自らということが原則であります、基本であります、具体的には、どこがその役割を担うのか、教えていただきたいと思います。

そして、結果として、この対策が施行され

て実際に実行したその晩に、美唄市の農業産出額がどのようになっていくのか、この辺についての判断をお聞かせ願いたいと思います。

この安定対策の中身には、先ほど申し上げましたように、いろいろな内容が含まれております。

特に、農地・水・環境保全向上対策、これは農業者だけが参画する事業ではなくて、一般の市民が参加をできる、参加をすると、そういう前提での取り組みがなされる事業であります。

したがいまして、今後1年間の中でその体制をつくっていくんだらうと思いますが、そのことについては、機会を別にして質問をさせていただくこととして、きょうは、この安定対策についてはこの程度にとどめたいと思います。

次いで、農業問題で、「おぼろづき」について質問をしてまいります。

「おぼろづき」について言えば、冒頭申し上げましたように、美唄の農業をどう構築するかと、そして、農業の生産高がどう増幅せしめるかと、そのことが美唄の自立に向けた大きな手がかりだらうと思うときに、もう「おぼろづき」について言えば、今回で7回目になるんでしょうか、本当に、しつこい質問をさせていただいていますが、ようやくにして、この「おぼろづき」という名称が世に出る方向になったのではないかなと思うんです。

ということは、去年の4定での答弁からして、余り待たずして産地銘柄に指定されるとそういう見通しのご答弁がありましたものですから、その後の経過としてどういう形になってきたのか、その辺についてお知らせをい

ただければとこんなふうに思うわけであります。

それと、今後、ことしの「おぼろづき」の作付がどういう状況に計画されているのか、そして、その先行きはどういう道筋をたどるのか、その辺についてお知らせをいただければこう思います。

そして、市長も何回となく口にさせていただいておりますが、美唄のブランド品として、ブランド米として構築していくんだとそういう意思表示もたびたびなされてまいりました。

いまからこのブランド米として、名実ともにその地位を確保するために、どのような道筋を立てていまからお取り組みをいただけるものなのか、その辺についての見解を伺いたいと思います。

次に、公営住宅の問題に入りたいと思います。

ご承知のように、去年の12月、この国土交通省が公営住宅の入居権についての方針を打ち出しました。

一口で言いまして、いままでお父さんが入居者としての申請者になっていた、そうすると、そのお父さんの三親等までが入居権を継承することができるという仕組みの中で推移してまいりました。

ところが、今度は一等親ではなくて、配偶者に限るということになった変更であります。

これ、配偶者になってしまいますと、大変な人生設計に変化をもたらすんだらうと思うんですね。

場合によっては、おじいちゃんが入居者の資格を持って、その息子さんがいなくてお孫さんと同居している、そういう家庭だってあ

るだろうし、あるいは三親等ですから、おいつ子が、あるいはめいつ子が同居しているという場合もあると思う。

それでもいままでは、現在は、その入居権が継承されるとこういう原則になっていると思うんですが、それがかなわなくなると、こういうことになりますと、これは高齢者の方が入っているとしたら、そのいわば介護的な役割も担うという立場でお孫さんが、あるいはおいつさんがめいつさんがとそういう場合だってあると思うんです。

それを、全くそうはならんとそういうことになるわけでありますから、この辺については、どうも聞くところでは、弾力的に取り扱わなければならんと、有識者のご意見も聞いてと、こういう慎重なスタンスでいるようでありますから、多分美唄もそうあってほしいものだとかう願いながら、市長の見解をお伺いしたいと思っております。

次は、南美唄地区の再開発問題について、質問してまいりたいと思います。

いまさら申し上げるまでもなく、南美唄というあの集落地、居住地といいますか、大変一世紀にも近い歴史のある地域でありますし、美唄のこの一世紀にわたる長い歴史の中で、ともにその栄枯衰勢をともにしてきた地域でもあります。

同時に、そこにお住まいになっている方々の大部分が、あの三井鉱山の関係した方たちが、現在も住んでいる。

いわば、美唄の最盛期も含めて、大きく貢献をしてきた方たちの居住地でもあります。

いま、あの南美唄には小学校も中学校も、しっかりとした存在であります。

聞くところによると、その生徒さんの数も100人を超えている状況、あるいは幼稚園、保育所とそういった地域条件もまだしっかりと存在しているということでありますから、今日的にどうのこうのということではないにしても、いまからあの南美唄のあの地域をどう再開発していくんだとかういう市の基本的な考え方がないと、いまからのまちづくりとしても、なくてはならない1つのスタンスではないのかとこんなふうに思うわけであります。

そこで、質問に入りますが、現在、美唄の人口二万九千何がしということでありますが、南美唄には2,600人を超える方々がお住まいになっているという状況であります。

そして、高齢者ですから、だんだんと数は減っていくんだらうとかう思うんですが、いま高齢者の皆さんが、息子さんが札幌にいる、江別にいる、どっかにいると、その方たちもおおよそ、いま定年になろうかという年齢の時期ではないかとかう思うとき、お父さんのいる自分の育った美唄にUターンしようかとかういう考え方だって幾つもあるんだらうとかう思うんですね。

そのときに、市が一切関係なしということではなくて、例えばあの、かつては三井鉱山、いまは会社が変わっておりますが、民間が所有しているその土地を市が仲介の労をとるなり、あるいは1丁目から5丁目までは市が買いとると、そして、そこに新築をする、あるいはリフォームするというときにはそれなりの便宜をはからうとかういった手立てを、その手を差し伸べたら、Uターンしてくる方々も1人や2人ではないんじゃないかとこんな

ふうに思うんですね。

あるいは、もう自分の入っている住宅が老朽化したと、もうどっかに引き上げようと、息子のところに行こうかとかこういう方々も、この土地が、美唄市が買い求めてくれる、あるいは助成してくれるとなれば、その南美唄に居続けたいというその気持ちも大きくあるんじゃないかと思うとき、市が全く傍観しているということではいけないのではないか、何人かでもUターンをしてくるその条件を整備してあげる、そのことが市の人口を1人でも2人でも維持し続ける、そういう結果になるんじゃないかと思うとき、市がこの土地をどういう方向で対応すればいいのかと、こんなことも考えていただきたいものとかんなふうに思うんですが、この土地対策についての考え方をぜひお聞かせ願いたいと思います。

2つ目には、いま南美唄に市営住宅がありますが、相当老朽化しております。

この老朽化した市営住宅を建て替える計画、あるいはもっと数を増やす、そんなような住環境の構築に向けた考え方がおありなものかどうか、市長の見解をお伺いしたいと思います。

次には、福祉会館にかかわる質問をさせていただきます。

執行方針の中にも、福祉会館の建設に向けた地質調査をするとかいう一節がありました。

19年には建設をするとかいうことですが、この建築しようとしている福祉会館の機能といいますか、あるいはもっと具体的に言えば、その福祉会館の中にどういうものを考えているのか、例えば高齢者の多い地域

でありますから、健康増進のために、健康維持のためにその場を活用して体操をするとか、そういう場を提供すると、あるいはデイサービスに近いようなそういうその条件も兼ね備えるとか、あるいは市の出先機関、出張所、現在ある出張所、これをそこに併設するとか、さまざまな活用の仕方があるんだろうと思うんです。

聞くとところによると、この出先機関の話も一緒にしますけれども、郵便局に委託をするかのような話も、地元の話として聞かされました。

それが、地元としてそれでコンセンサスを得られているのといったら、いやそれはそうじゃない、コンセンサスというものじゃなくて、市の考え方として投げかけられたかのような話もしておりましたが、どこまでその内容が真実なものかわかりません、わかりませんが、そういうお話も聞かされるわけですが、いずれにしても、この福祉会館の概要について、現在持ち合わせている計画があれば、お聞かせをいただきたいと思います。

次は、南美唄にというよりも、三井美唄炭鉱の遺産としての残地を、どう今後、その存続に向けて手立てを講じるかということについて、ご意見をお聞かせ願いたいと思うんですが、私は、1つの考え方として、市長にぜひともご考慮いただきたいものとかいう立場でお話をするわけですが、いま南美唄、かつての三井美唄炭鉱の跡地、そして三菱美唄炭鉱の跡地含めて、あの立坑の物件がいま東美唄の方にはありますけれども、ただただあれだけだと思うんですね。

三井美唄炭鉱にかかわっての、今後何十年間かわかりませんが、その遺産を大切にしていこうというようなものがいまあるんだらうかという、大変寂しい話ですけども、そういう姿は見えてこない。また、そういう物件もないという人もいないわけではない。

ただ、言えることは、かつて5丁目でしょうか、あの上8条ぐらいまで上に上がったところでしょうか、神社がありました。その神社がいま移設されて、寿の家のところに移設されております。

そして、あの寿の家のある周辺というのは自然林が、余り広くはないけれども、少なくとも自然林と言えるほどの樹木が健在だという状況。

そして、炭鉱で殉職された方々の慰霊碑もそこにあると、そして三井鉱山、美唄のクラブとして活用されていた、いまの寿の家もあるとこういう、あそこに存在している姿であります。

いま、先ほど言いましたように、南美唄に2,600人余りの市民がいる、その中の7割8割は炭鉱にかかわりのあった方々だろうと思う。

その人たちのよりどころとしてこの世における、何かあそこに残してあげていいのではないのかと、そして、それを1つのいやしの場として活用するのも、市として必要な1つの手立てではないのかとこんなふうにも思うわけであります。

確かに、寿の家というのは木造でありますから、かなり老朽化しております、現在も老人クラブが、月に1、2度の集いをしてい

るようであります。

しかし、余り来られたら困るというんですね、参加する人が。ということは、2階でその会合を持つものですから、2階にあんまり人が上がると、いつどうなるかわからないということで、余り参加されたら困る集いをやっているというのですよ、こんな矛盾した惨めな話ないと思う。

そういう話をしますと、場合によっては、いや、いま、来年福祉会館を建てるんだからそれでいいんだということに置き換えられる可能性があるんですよ、だけれど、私はそうじゃないと思う。

三井美唄鉱山があそこに隆々として美唄の繁栄をもたらした、それをしっかり支えてきた労働者が、いまなお2,000人からおるんだとしたら、その家族を含めているんだとしたら、やっぱりかつての美唄を、かつての三井美唄炭鉱を忍ばせる、そして、現在の、いま自分をいやせるような施設があってもいいのではないかと、それが自治体としての役割でもないのかと、こんなふうにも思うんですね。

ですから、その寿の家の修復というのは大変な費用がかかるのかもしれない、あれを除いたら、いまの出張所の建物もあれも炭鉱時代の遺産なのかもしれません。そのほかになるともう見当たらないんですよ。

寿の家を取り壊したとしたら、もう全く皆無の状態になってしまう。それでは余りにも、石炭の都美唄というその歴史を、余りにもないがしろにした施策ではないのかとこんなふうに思うとき、あの南美唄の再生とはいかないにしても、昔をしのべる、いまをいやし得る、そういう環境をぜひともつくっていただ

きたいと思うわけでありますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、下水道整備の問題について触れてみたいと思います。

下水道の敷設が、下水道事業があので三井美唄に、南美唄に敷設されるというその計画は大まかに知っていましたけれども、あの山の手に始まって、北町・南町・中町・そして本町、炭住の1丁目から7丁目まで全部する訳ではないだろうと思うんです。聞く所によれば、あの市街地から南側だという話も聞いておりますが、その全容についてお知らせをいただければと思います。

話によれば、自衛隊があるから、基地があるから、だからここにいやが応でも下水を引かなきゃならないんだというような話が、まことしやかに言う人がいるんですよ。そんなばかな話はあるかと私は思うんですよ。

自衛隊基地というのは、あの南美唄全体の地域から見たらごく一部、いまはそれなりの、美唄市に対する貢献もありますけれども、それもそうだろうけれども、今日までの美唄市にかかわってきたさまざまな貢献の姿というのは、あの南美唄というほど、あの南美唄ほど大きなものはないといっても過言ではないんでないかと思うんです。

そう思うとき、いま、あそこに下水道が敷設されるということは、いわば当然ではないのかとこんなふうに思うときに、その下水道事業の整備事業がどういう範囲で、どんな形で進められようとしているのか、お聞かせをいただければと思います。

それと、最後になりますけれども、あの地域の道路整備であります。

この道路整備、どこの道路をどうしろということではございません。いわゆる美唄の住宅地として、何といたしまして美唄の、どうでしょう、9%ぐらいは人口があそこに張り付いているわけですから、それほど大きな住宅地というのは、進徳にしても、峰延にしても、茶志内にしても、もうどこにもないんですよ。

あそこをどう再生させるかということが、美唄の住みよいまちということの1つの象徴になるのではないのかと思いますとき、やっとな車を通れるような道路では、これはやっぱり考えてもらわないとならないんじゃないのかと思うわけでありまして、この道路整備についても十分意を用いて取り組んでいただきたいと思いますし、今後の南美唄地域の再開発に向けての、これは基本ですから、十分意を用いて対応していただければとこのように思います。

再質問を留保いたしまして、この場からの質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 吉田議員の質問にお答えします。

初めに、農業行政について、品目横断的経営安定対策についてであります。これまで全農家を対象に実施されてきた対策が、一定の条件を満たした担い手に限定されたことは、これまでの農政のあり方を大転換する改革であり、担い手の育成・確保などの早急な対応が必要であると考えております。

次に、認定農業者についてであります。本年1月末現在の認定農業者数は、524 経営体となっております。

また、品目横断的経営安定対策の経営規模要件の特例が適用された場合における 6.4 ヘクタール以上の農家戸数は、560 戸と推計しております。

次に、本対策への加入見込み者数は、市内農家 938 戸のうち、今のところ、経営規模が特例規模以上で、かつ対象品目を作付している農家は、約 550 戸と推計しております。

また、未加入農家数は、自給的農家などを除く約 320 戸と推計しており、今後、この方々が農地の集積や集落営農に参加しない場合には、水稻や野菜などによる経営が主体になるものと考えております。

次に、新たな需給調整システムについてありますが、国は、品目横断的経営安定対策の導入にあわせ、平成 19 年から新システムに移行することをめざしており、このことで農業者・農業者団体が国や道などから提供される需給に関する情報等をもとに、自らの販売戦略に即した生産を行うことになるものと思われ、今まで以上に売れる米づくりの取り組みが必要になるものと考えております。

次に、米の生産調整方針の作成者についてありますが、現制度においては、農業者及び農協等となっており、新たな需給調整システム以降後も同様であると思われま

次に、品目横断的経営安定対策実施後の本市の農業産出額につきましては、麦作経営安定資金、大豆交付金等の措置が廃止されることから、農業産出額の低下につながるものと考えております。

次に、「おぼろづき」の産地品種銘柄についてありますが、すでに農林水産省内で銘柄設定の手続きが進められており、5 月頃には

産地品種銘柄になるものと伺っております。

次に、今年の「おぼろづき」作付見込面積ではありますが、農協が取りまとめた種子の規模数量から換算すると、美唄市農協と峰延農協合計で約 120 ヘクタールの作付予定があるほか、数量はつかめないものの、岩見沢農協の大富地区でも作付の希望があると聞いております。

次に、「おぼろづき」の販売価格についてありますが、昨年から美唄市農協では 5 キログラム 2,000 円で販売を行っており、この価格水準が維持されることを期待しているところでもあります。

次に、ブランド米としての取り組みについてありますが、「おぼろづき」に対する消費者側の評価を保っていくためには、栽培技術の普及や、ほ場条件の改善等の生産対策、更に品質に応じた販売方法を工夫することなどが課題になってくるものと思われ、今後、農協と協議してまいりたいと考えております。

次に、公営住宅の入居制度についてありますが、公営住宅の入居名義人が死亡し、または退去した場合に、同居人が引き続きその公営住宅に居住できる承継承認の範囲につきまして、平成 6 年 9 月に、国土交通省より運用指針が示され、「入居名義人の三親等以内の同居親族」と規定されておりますが、昨年 12 月 26 日付の通達により運用指針が改正され、「原則として、現に同居している配偶者、及び高齢者、障害者等で、特に居住の安定を図る必要がある者」とされたところでもあります。

市といたしましては、住宅困窮者の入居機会の公平性を図る観点から、承継の厳格化は必要と考えているものの、入居世帯によって

はさまざまな事情があり、また道では「慎重に検討する」としていることから、今後、他市の状況なども見極め対応してまいりたいと考えております。

次に、南美唄地区について、住居地区としての位置づけについてであります。南美唄地区はかつて炭鉱の歴史とともに発展してまいりましたが、昭和 30 年代末に閉山を迎えたことから、市としては炭鉱離職者対策として、三井系列の関連企業をはじめとする企業立地を促進し、雇用の場づくりに取り組んできたほか、陸上自衛隊美唄駐屯地の誘致による地域対策などを進めてきたところであります。

土地対策についてであります。この地域の土地については、一部個人所有はあるものの、用地の大部分が民間企業の所有となっております。

また、人口の減少とともに高齢化も進み、持ち家の老朽化をはじめ、単身世帯が増加するなど、住民の居住に対するニーズも多様化しております。

このことから、新たに住宅地として開発することにつきましては、地域全体にかかわる課題でもあることから、関連する施策や地域の現状を踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

公営住宅の建設につきましては、本市の人口や世帯数の推移、並びに既存の公営住宅の状況や入居者アンケート調査の結果を踏まえ、今後における少子高齢社会に対応する公営住宅の有効活用を図ることを目的に、「美唄市公営住宅ストック総合活用計画」を策定しております。

この中で、南美唄団地につきましては、入

居者の意向などを踏まえ、現状のまま維持保全することとしております。

次に、市の出先機関と福祉会館について。

初めに、南美唄出張所につきましては、昭和 28 年に現在地に設置し、平成 18 年 2 月末現在、1,429 世帯 2,620 名の方々に行政サービスを提供しております。

こうした中、平成 13 年から、郵便局で行政の特定事務を取り扱えることになったことから、本市としては効率的な事務処理を行う視点から現在、出張所業務の一部について委託を検討しております。

今後、住民の方々と十分協議を行い、理解を得ながら取り進めてまいりたいと考えております。

また、福祉会館につきましては、これまで他の公共施設や、多機能を兼ね備えた福祉センター構想として検討してまいりましたが、その後、庁内関係並びに地域の方々と、施設の建設場所、施設内容について協議を重ね、福祉会館の建設についてご理解をいただいたことから、平成 18 年度に地質調査、並びに用地測量に着手するとともに、平成 19 年度には会館を整備し、早い時期に供用を開始したいと考えております。

今後の施設利用につきましては、高齢化の進む南美唄地域の福祉活動の拠点として、介護予防事業や地域のボランティア組織、町内会、老人会の会合など、地域の方々の工夫によってさまざまな用途に利用いただきたいと考えております。

次に、炭鉱遺産の保護についてであります。南美唄地区には一時期、2 万人近い人々が居住しておりましたが、そのにぎわいも炭

鉦の閉山により大きく変貌しましたが、当時の施設の一部がいまなお残され、往時の隆盛を「炭鉦の記憶」としてとどめております。

しかし、これらの施設は老朽化が著しく、維持存続していくことは大変困難であると考えております。

また、南美唄老人寿の家は、現在老人クラブの会合などで利用されておりますが、施設の老朽化が著しいことから、新しく福社会館を建設した後は、用途廃止を前提に地域と協議を行っているところでございます。

下水道の整備面積は、現在 117 ヘクタールを計画しておりますが、平成 18 年度認可変更の中で、人口の減少が予想される区域を計画から外すこととし、61.4 ヘクタールに変更する予定としております。

おおよその範囲としては、南一の沢川から南側、5 丁目まで、美唄駐屯地から下 5 条まで、及び栄町の一部、中央通は、三井鉦山石油から美唄川までの間としたいと考えております。

道路につきましては、今後も計画的に整備を行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、南美唄地域は市街地に近接する住宅地として、これまでも生活基盤の整備を行ってまいりましたが、公共施設の老朽が進んでいることから、地域要望を踏まえ、地域福祉活動の拠点として、新たに地域福社会館の整備を進めるなど、この地域に住んでおられる方々が安心して暮らしていけるよう、引き続き地域の特性を生かした生活環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 17 番吉田 栄議員。

●17 番吉田 栄議員 一通りのご答弁を頂戴しました。

まずは、品目横断的経営安定対策についてであります。

答弁によりますと、この安定対策に加入のしきれない人、この人たちをどう加入させ得るかという立場での指導、援助をしていくことも 1 つの手立てと考えているということでもあります。

しかし、いま 3 ヘクタール持っている、5 ヘクタール持っているという方々が、6.4 ヘクタールにふやすということの困難さ、かといって、そういう 6.4 ヘクタール以下の方々が、1 つの地域として集落営農を実現するようなそういう集合体に構築するということも、これは大変困難をきわめるのではないかとこう思うんですね。

ということは、この集落営農というのは、まずは経理の一元化を図らねばならんとか、5 年後には法人化をめざさなきゃならんとか、さまざまな困難なハードルの高い条件が横たわっているわけです。

そういう条件をクリアして、そして集落営農に持ち込むと、そして、その安定対策に参入してもらおうと、これはまず、こう言うは何なんですかけれども、夢物語ではないでしょうか。

ましてやこの集落営農に参画をするということにしても、個々人の現在の経営の体質、それにも大きく違う方々を 1 つの集落にするということの困難さ。

ましてやその地域の、将来的には 3 分の 2 を集約しないとならないなんてというそういう 1 つの、国の掲げている方針もあると。

当面は半分でいいと、半分でいいといっても、その地域の半分を集約した集落営農を実現するなんてことの困難さ、これは並みなものじゃないと思うんですね。

そんなことを考えますと、じゃあどうすればいいんだということになるんですけども、市の指導よろしきを得て、そして3ヘクタールであろうと5ヘクタールであろうと、個々の農業体として経営可能な複合農業にどう持ち込むかという立場での施策を、市としてしっかりと姿を描いて、指導していかなければならないんじゃないのかとこんなふうにも思うわけでありまして、市の指導性を大きく期待をしたいと思います。

また、きょう、中身に入りませんでした、次のことを言ったらおしかりを受けるのか、笑われるのかわかりませんが、この安定対策の中の1つの目玉として、いままでないものなものですから、私は目玉だと言うんですけども、水が、いや、農地の問題だ、環境保全の向上に向けての対策だと、国のパンフレットを見れば、用水路の掃除だとか、道路の掃除だとか、あるいは畦畔の手入れだとかそういうものを農業者だけでやるんじゃなくて、NPOだとか、個人だとかボランティアだとか、そういう方々の結集体をつくってそういう、いわば国土の保全のための事業を展開しろと、そうしたら、お金をやるというんですよ。これ金ついて回るんです。

これは大変の難しさがあると思うんですけども、そのことの答弁はいりません。次の機会に、その問題について具体的な質問をさせていただこうと思いますから、その集落営農の法人化に向けた市の指導として、どうい

うスタンスをお持ちなのか、その辺、あればお聞かせをいただきたいと思います。

次いで、「おぼろづき」です。

5月頃には産地銘柄の指定を受けられるとこういうことになりますと、当然のごとく、お米の袋に「おぼろづき」という待ちに待ったブランド名が記入できるとこういうことになるわけでありまして、そうなったときこそ大事じゃないでしょうか。

ということは、いま、いまですよ、美唄の1人の農業者が出している「おぼろづき」というのは、どこにいてもそれなりの評価を受けているようであります。

札幌、苫小牧、室蘭、あるいは東京というところに、個人の営業努力で販路を広めているようであります。

それが、先ほどの答弁によれば、120ヘクタールの田んぼに植えられたと、そして、そこからどおんと出てくる「おぼろづき」のお米が、待てよと、食べてみたら、待てよと、話による「おぼろづき」とわけ違うぞというような米になってしまったら、これ「おぼろづき」の品位がなくなるだけじゃなくて、ブランド米としての価値が一挙にして地に落ちるでしょう。

そうなのはならないから、この「おぼろづき」、いまからの取り組み、農業者に対する指導、農協と市と一緒に、いかに「おぼろづき」としての条件、これは食べてみなくてもわかる話もありますよね、問題もありますよね、たんぱくが何パーセントよと、アミロースが何パーセントよと、そのことによっておおむねの食味が出てくるわけですから、そういう米をつくらなきゃならないんだ、そ

れが「おぼろづき」なんだという指導をしつかりとやってもらわないと、美唄のブランド米としての地位は構築できないんじゃないかとこんなふうに思えてならないんです。

そのためには、やっぱり作付するその土地、適地適作、そのこともやっぱり必要ではないかと、そのことも含めて、いまからの市としての取り組みを、考え方があればお聞かせをいただきたいと思います。

さて、次は、南美唄の問題であります。

これはもう、大変市長のご答弁はきれいに言葉を並べていますから、それなりに聞ける表現だったと評価をします。しかし中身を吟味すればね、これだめさ。

住宅地としての土地の条件をどう求めやすく、求めやすい条件をつくってでも美唄にUターンしてもらう、あるいは建てかえをしようと、リフォームしようと、そういう機運をわき起こさせるような手立てが必要ではないかというのが私の意見なんですよ。

それも、係る一般情勢を十分見極めて研究してまいりたいという話だと、研究されっばなっしでもこれ先が見えてこないものだから、やっぱりそういう美唄の人口問題も含めて十分ご考察いただきたいものとこんなふうに思えてならないんです。

それから、公営住宅の建設については、余りこだわりません。

ただ、もうかなり老朽化していて、出て行けというわけにもいかないし、かといって直してやるわけにもいかなければならぬ、生かさず殺さずのそのままです。そんなことではいかんじゃないかと思うの。

だから、場合によっては、新しく建設され

る公営住宅に転居を求めるということも、1つは施策でないかと、方法ではないのかと、そして、あの市営住宅の跡地を、特別道路をどうしてああしてという格好で、ガスを敷設してというそんなのではなくて、ありのままのいまの状態で求めようとする市民がいたら、それにどうこたえるかということも含めて幅広くこの問題について、考えを広くはせていただきたいものとこんなふうに思うんです。

それから、福社会館の活用の、何といいますか、範囲というか、中身の考え方。

これも健康増進のためのスペースをつくらないとならんとか、あるいは冠婚葬祭の場も、そして小集会も、ここまではいいんです。

だけれども、一番かみ合わない、私も人に言われて言っているんじゃないんですよ、南美唄のそれなりの立場の人たちと話をしているんです。

ところが、こんなこと言ったら、市長は言っていないんだろうから、市長以外の理事者の皆さん面白くないかもしれないけれども、いや、市と話をしているというんです、その出先機関の話にしていえば。だけれども、役所の人と話をしていると、私たちのいう話ではないんだと。それはそうでしょう、口数も多いし頭もいいんだから、あなたたちよりも数倍先回りした話をするでしょうねと言ったら、いやいや、私たちのいう話とはもう、どうしようもないんだと。押しまくられるんだという話です、簡単に言えば。

そのようなことからして、決して郵便局に委託するということも含めて、なかなかずんと落ちている状況じゃないんですよ。

だから、いや、連合会長はこう言ったから、あの人が言ったから、その人も同意をしてくれたからというような生易しい判断はしてほしくないと思うんです。

きょうは、不幸にして広島議員がいないんですけれども、広島議員とも意思の疎通をしっかりと組み込んで、きょうのこの質問をさせていただきます。

それと、遺産の問題。

これやっぱ、あそこに、あそこというのは寿の家のあるところに、寿の家がなくなったとしたら、もう炭鉱跡地じゃないんですよ。

明治何年から始まった三井美唄炭鉱なのか、私承知していませんけれども、少なくとも一世紀に近い長い歴史があるんだと思う。

その炭鉱のまちとしての遺跡がなくなってしまう、これでは、それでいいということにはならないんじゃない。

これは寿の家、炭鉱遺産を残せという話余り、これ公式の場でしたことが余りないのかも知れないんですけども、本当に遅すぎたなとこういう感じにいるんですけれども、このことについては、きょうで終わるのではなくて、長い長い議論をしていかなければとこんなふうに思っております。

総括的に、市長の考え方をお聞かせ願えればと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 初めに、吉田議員のご質問にお答えします。

初めに、品目横断的経営安定対策についてありますが、これにつきましては、農協や農業委員会などと連携して「地域担い手育成総合支援協議会」や、仮称「農業支援センタ

ー」を設置し、組織化や法人化などに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

このことと合わせまして、ハスカップの生産振興をはじめ、アスパラやイチゴ等の野菜や花きなど高収益作物を振興し、これら作物を導入した経営の複合化を図るなど、さまざまな角度から対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、「おぼろづき」のブランド化についてであります。峰延農協の「香りの畦みちハープ米」や、美唄市、峰延、いわみざわの各農協が連携した「情熱米」では、一定の栽培基準や収穫物の評価基準を設定し、ブランド確立の取り組みが進められているところであります。

「おぼろづき」につきましても、生産基準・出荷基準を定め販売していくことが、今後の課題であると考えております。

このことから、農協と今後協議してまいりたいと考えております。

次に、南美唄地区についてであります。これまでも住宅地として道路をはじめとする生産基盤の整備を行ってまいりましたが、引き続き下水道の整備を計画するなど、南美唄地域の特性を踏まえた生活環境の整備に努めることとしており、住宅地として再開発することにつきましては、人口の対策の1つとして、今後の課題とさせていただきたいと考えております。

出張所につきましては、現在行っている業務のうち、住民票の交付など一部の業務を南美唄郵便局に委託することで検討しておりますが、今後、住民の方々と十分に話し合いを行い、理解を得ながら進めてまいりたいと、

このように考えているところでございます。

次に、南美唄老人寿の家につきましては、炭鉱の盛衰とともに、これまで地域の方々の生活に密着した施設として利用されてまいりましたが、すでに40年以上経過し、施設の老朽化が著しく危険であることから、地域とは用途廃止を前提に協議を行っているところでございます。

今後は、地域福祉活動の拠点として、そして建設する地域福祉会館を有効に活用していただくなど、検討してまいりたいと考えております。

なお、施設の保存等につきましては、今後、その地域の方と十分話し合いをしながら、理解を得られるように進めてまいりたいと思っております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

15 番内馬場克康議員。

●15 番内馬場克康議員（登壇） 平成 18 年第 1 回市議会定例会にあたり、大綱 4 点について、市長並びに教育長に質問をいたします。

今日、国内経済については、政府の 2 月の月例経済報告で景気の基調判断を「回復している」とし、前月までの「緩やかに回復している」という表現を、情報修正する方針を固めたとあります。

この中で、失業率の低下など雇用情勢の改善に加え、生産や輸出面を中心に顕著に推移していることを考慮し、さらには実質国内総生産が年率換算等で 5 %を上回る高い成長率を示したことが、景気判断の引き上げの要因となったと言われております。

このように、東京を中心とする大都市、あるいは大手関連企業においては、景気は回復

していると言われますが、北海道経済の状況、あるいは美唄市において見た場合、景気の回復や雇用の改善はなかなか見受けられないのが実態であります。

このような経済状況の中で、道内各市町村においては、財政難等の問題を抱え、それぞれ大変苦慮されておりますが、以下、お伺いをいたします。

大綱 1 点目は、桜井市政についてであります。

市長は、市民への公約として「生き生き美唄」をめざし、3つの政策の柱を立てました。

1 つには生き生きとした人づくりとして、美唄らしい福祉をめざすなど 4 項目、10 の具体的な事業。

2 つには、生き生きとしたまちづくりとして、食の駅・道の駅等美唄ブランドをつくるなど 4 項目、12 の事業。

3 つには、生き生き美唄の土台づくりとして、無駄な経費の削減など 4 項目、8 つの事業を。

他に、緊急の課題として地域医療を掲げられ、多くの市民の期待のもとに、桜井市政が誕生したところであります。

この間、長引く不況により、市長の思う行政推進が大変難しいものがあると思われすが、以下、具体的にお伺いいたしますが、その 1 つは、市政の執行についてであります。

市長は就任以来、約 1 年 5 カ月が経過いたしました。

厳しい経済情勢の中にあって、市政のかじ取りをされてきましたが、この 1 年 5 カ月を振り返って率直に感じられたことについて、お伺いをします。

2つ目には、公約の実現についてであります。市長は、生き活きとした美唄の実現に向けて公約を掲げておりますが、現段階における取り組み状況について、お伺いをいたします。

また、公約を実現するためには、市長が先頭に立って取り組みことは当然ですが、職員がいかに市長の考えを理解し、一丸となって公約の実現に向けて取り組むかが重要なことと考えます。

そこで、職員との関係において、今後どのように取り組んでいかれるのか、市長のお考え方について、お伺いをいたします。

大綱2点目は、雇用情勢と対策についてであります。

厚生労働省が発表した、有効求人倍率によりますと、本年1月の有効求人倍率、季節調整値は、先月と同水準の1.03倍となっており、ここ2カ月、1倍を超えている状況にあります。

これまで有効求人倍率は、2004年度は、平均は0.83倍、2005年度は、平均は0.9倍となり、1倍を回復したのは1992年9月期の1.02倍以来13年3カ月ぶりであり、これは好調な企業業績を反映し、企業の求人意欲により雇用情勢の改善につながっていることを裏付けたとのことであります。

一方、総務省が発表した労働力調査によりますと、全国の本年1月の完全失業率は4.5%と、先月に比べ0.1ポイント悪化しておりますが、その中で、北海道につきましては、完全失業率は前年比1ポイント改善し、5.3%となっております。

全国の有効求人数についても6.3%と、着

実に前年度を上回っており、徐々に回復の傾向にあると分析されておりますが、美唄市における雇用情勢は依然として厳しく、回復の傾向にあるとは実感できません。

そこで、以下、美唄市における雇用情勢について、お伺いをいたします。

その1つは、市内企業の雇用情勢についてであります。

ハローワーク美唄で取り扱った平成17年12月期までの雇用保険資格喪失件数を、前年対比により業種別で、その動向についてお知らせください。

また、有効求人数についても、月間平均有効求人数を前年対比で状況をお知らせください。

あわせて、平成17年に入ってから企業の倒産、閉鎖などの状況についてと、倒産閉鎖などがある場合、それに伴う業種別と解雇者数についてお聞かせをいただきたいと思います。

さらに、今後における企業閉鎖あるいは経営縮小などの情報等があれば、あわせてお伺いをしたいと思います。

2つ目といたしまして、雇用対策についてであります。従来は、国あるいは道において、雇用対策に対する政策事業として、職業訓練に対する助成、あるいは平成16年度で終了した緊急雇用対策事業実施などの取り組みが進められておりましたが、市としての雇用対策について、どのように考え取り組まれているのか、お伺いをいたします。

3つ目といたしまして、新規学卒者の就業状況と、その対応についてであります。

例年、新規学卒者の就職率は、求人数はあるものの地元求人が少なく、大変な状況が続

いておりますが、今春卒業予定者の就職内定状況について、わかればお伺いをいたしたいと思ひます。

市内高校とあわせて、短大、専修学校等の状況についてもお知らせをいただきたいと思ひます。

また、就職先が見つからない卒業生がいるとした場合、その対応等は、市としてはどのように考えておられるのか、あわせてお伺いをいたしたいと思ひます。

以下、教育長にお伺いをいたしますが、大綱3点目は、外国青年招致事業による、語学指導等についてであります。

国際社会を迎え、語学教育の必要性をより求められている時代であります。教育委員会においては、外国青年招致事業として招致外国青年就業規則を設け、語学指導を行う外国青年の勤務条件を定め、英語指導助手として雇用し、その職務としては、美唄市内の各中学校における英語教育の補助をはじめ、中学校等における生徒の課外活動の指導、あるいは英語教育教材作成の協力等、それらの職務を定め取り組まれておりますが、その指導内容等について、お伺いをいたします。

その1つといたしまして、市内中学校における英語教育の指導内容と実績についてであります。

中学校においては、英語教育の補助ということで英会話を中心にと聞いておりますが、その内容と、各中学校別にどの程度取り入れをされているのか、年間実績についてお伺いをいたします。

2つ目といたしまして、中学校以外の活動状況についてであります。市内中学校英語

教育補助以外の実績としてどのような活動があるのか、その内容と実績についてお伺いをいたします。

大綱4点目は、児童生徒の安全確保に向けた美唄市対策会議についてであります。

児童生徒等をねらった凶悪事件が、全国で相次いで発生をしている現状であり、警察組織をはじめ各自治会においても、児童生徒の安全確保に向けた取り組みがそれぞれなされている状況の中で、美唄市教育委員会においては、児童生徒の安全確保に向けた美唄市対策会議実施要領を策定し、美唄市の学校、関係機関、団体の関係者が参集をし、情報交流及び、危機管理意識の共有化を図り、より効果的に対策について協議をするということで、去る1月31日会議をされましたが、その内容等とあわせ今後の対策等について、お伺いをいたします。

その1つは、市内における不審者情報についてでございます。

前段、同僚議員の発言にも不審者情報についてありまして、若干重複する分あるかと思ひますけれども、改めてお伺いをいたします。

昨年11月、12月に、それぞれ広島県、栃木県で、下校中の女子児童が殺害される事件が相次いでから、美唄市内におきましても、不審者情報が激増しているということで、先ほどのご答弁の中に、昨年から今年にかけて16件あったというお話でございました。

そこで、その発生状況及び不審者の特徴的な内容についてお伺いをするわけですが、先ほどのご答弁の中で、声かけが主なものの話がありましたけれども、その声かけの内容

等について、どのような内容の声かけなのか、その辺をわかればお知らせいただくとともに、また、対象児童として、声をかけられる対象児童として、小中学生が主なのか、その辺の状況がわかればお知らせをいただきたいと思いますし、あわせて不審者の特徴的なものが、例えば年代別等を含めてわかればお知らせをいただきたいと思います、このように思います。

それから、2つ目といたしまして、対策会議の内容についてであります。会議の中では、児童生徒を扱う学校においては、それぞれの児童生徒の通学路の把握、危機管理能力を育てる指導が必要などの学校における取り組みなどが中心に話し合われたようですが、この会議の主なものについてお聞かせをいただきたいと思います。

3つ目といたしまして、今後の取り組みについての考え方について、この会議を通じて、今後どのような形でこの対策を進めるのか、考え方があれば伺いをいたしたいと思えます。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 内馬場議員の質問にお答えします。

初めに、市政の執行についてであります。私は就任以来、ふるさと美唄の自立に向けた「人づくり」、「まちづくり」、「土台づくり」による、「生き生き美唄」の実現をめざし、美唄らしい福祉のまちづくりや、地域資源を生かした多様な交流の展開など、まちの活力づくりに取り組んでまいりました。

時代はいま、三位一体改革をはじめとする地方制度改革が進められ、北海道においても道州制や、支庁制度改革とともに新たな市町

村合併の枠組みが検討されるなど、大きな転換期にあります。

私は、このような先行き不透明な時代にあつては、私たちが住んでいるまちへの熱い思いを失うことなくしっかりと足元を見据え、活力ある、そして安全で安心な暮らしを実現するまちづくりを進めることが極めて大切であると感じております。

次に、公約の実現についてであります。私が掲げた公約につきましては、任期中にどのように取り組んでいくかをまとめた行程表に基づき、その実現に努めてきたところであります。

主なもので申し上げますと、乳幼児に絵本を贈る「ブックスタート」や、「地域医療ビジョンの策定」などに取り組んだほか、「食の駅」の整備に関する検討を進めるため、庁内にプロジェクト会議を設置するなど、公約の実現に向けて取り組んできたところであります。

また、職員とはこれまで、仕事の目的や大切にすべきものなどを確認し合い、一緒に仕事をするパートナーとして、ともに行政運営に努めてきたところであり、これからもいろいろな機会を通じて私の考えを職員に伝え、心を一つにして公約の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市内の雇用情勢についてであります。ハローワーク美唄で取り扱った雇用保険資格喪失件数で申し上げますと、平成17年1月から12月までの1年間では822件で、主な業種では、「医療・福祉が198件」で最も多く、続いて「サービス業が117件」、「製造業が110件」となっております。

また、前年同期との比較では、全体で58件

減少しており、減少した主な業種で申し上げますと、「公務で 37 件」が最も多く、続いて「サービス業で 27 件」の減少となっており、増加した主な業種では、「医療・福祉で 20 件」の増加が最も多く、続いて「卸し小売業で 6 件」の増加となっております。

次に、有効求人数につきましては、平成 17 年 1 年間の月間平均数は 251 人で、平成 16 年と比較いたしますと 17 人増加している状況にあります。

次に、企業倒産、閉鎖の状況につきましては、平成 17 年 3 月末に製造業の「味車」並びに「三菱マテリアル建材美唄工業」の 2 社が閉鎖となり、合わせて 73 名が解雇されております。

そのほか、建設業では 1 社が経営譲渡、1 社が自主廃業したと承知しておりますが、その後の企業の閉鎖、縮小等の情報はございません。

次に、雇用対策についてであります。景気の低迷が長引く中、雇用対策は本市の活性化にとって大変重要な課題であると考えております。

岩見沢管内における有効求人倍率を見ますと、平成 15 年 9 月から平成 17 年 10 月までの 26 カ月間、連続で前年同月を上回る数字となっており、この要因の 1 つとしては、隣接の大型店の進出に伴う求人ラッシュによるものと考えられます。

しかし、一段落した現在においては、平成 17 年 12 月現在の美唄市における有効求人倍率は、前年同月を 0.11 ポイント下回る 0.36 倍と、再び厳しい状況となっております。

このため、市といたしましては、企業等の

経営の安定化や振興を図るための融資制度の実施や、求職者に対してはスキルの高い人材が求められていることから、就職に必要な資格取得するための支援などを引き続き行っていくほか、新年度は、特に若年者の就業支援として、就職を希望している高校在学学生に対しても資格取得等を受講する場合の支援を行うこととしております。

次に、新規学卒者の就業状況と対応についてであります。市内の高校におけるこの春の卒業生は 318 名で、そのうち就職希望者は 132 名となっており、就職が内定している方は 93 名で、内定率は 70.5%となっております。

また、専修大学北海道短期大学の卒業生は 269 名で、そのうち就職希望者は 64 名となっており、就職が内定している方は 54 名で、内定率は 84.4%となっております。

また、北海道コンピュータ・カレッジの卒業生は 22 名で、そのうち就職希望者は 21 名で、すべて就職が内定している状況となっております。

就職できなかった方への対応といたしましては、就職に必要な資格取得のための支援や、各学校やハローワークなどと連携を密にしながら、就職活動支援セミナーや会社説明会への出席を促し、就職に結びつくよう取り組んでまいりたいと考えております。

●教育長村上忠雄君（登壇） 内馬場議員のご質問に、順次お答えいたします。

初めに、外国人青年招致事業における市内中学校英語教育についてであります。国際化が急速に進展する中で、英語の実践的コミュニケーション能力をつけることは大切なこ

とと考えております。

このようなことから、母国語を英語としている者をALT、いわゆる英語指導助手として採用し、市内中学校における英語教育の英会話を中心とした事業の補助活動などで活用しているところであります。

各学校では、英語の指導計画の中に、いかに効果的にALTを活用するかを事前に検討し、各月ごとの活用要請を教育委員会に提出し、調整等を図っているものであります。

中学校における指導内容についてであります。英語担当教員との十分な連携の下、英会話による発音指導やリスニング指導が主なものとなっております。

また、例年開催しております市内中学校、英語暗唱大会の専門的な指導なども行っているところであります。

次に、ALTの中学校以外の活動状況についてであります。市内小学校では国際理解教育の一環として、総合的な学習の時間などで簡単なあいさつやゲームなどにより、児童が英会話を通して外国の生活、文化になれ親しむ小学校段階にふさわしい体験的な学習に活用されております。

また、市の公民館講座では、例年、英会話講座の講師として実績を重ね、その指導内容に受講者からも大きな評価を得ているところであります。

また、この公民館講座修了者を中心とした英会話サークルの指導につきましても、可能な限り支援をしているところであります。

このほか、幼稚園などからの要請で行事に参加したり、小学校低学年を対象として「英語で遊ぼう」を、他市町村のALTの皆

さんの積極的な協力をいただきながら、夏休み期間に開催するなどしております。

次に、児童生徒の安全確保に向けた美咲市対策会議についてであります。初めに、市内における不審者状況につきましては、昨年末の広島県、栃木県での事件発生後、本市及び近隣市町村においても急増している状況にあります。

昨年4月から本年2月末現在までに、市内に発生した不審者に関する情報は16件であり、そのうち10件が12月以降に集中しております。

その内容につきましては、主に高校生を対象とした事案が多く、「車に乗るよう誘う」、「遊ぼうと誘う」などの声かけ事案が大半であり、一部、突然写真を取られる、執拗に追いかけられるなどの事案が発生しております。

また、不審者につきましては、ほとんどが車を使用しており、年齢層は非常に広く、20代から60代までの情報となっております。

次に、会議の内容についてであります。児童生徒等の安全確保に向け、美咲市内の学校、警察署や防犯協会などの関係機関、そして子ども会育成連絡協議会や老人クラブなど、合計24団体の関係者が一堂に会し、情報交換及び危機管理、意識の共有化を図ることを目的として、1月31日に会議を開催いたしました。

内容につきましては、北海道教育委員会等からの各種通知通達及び市内における不審者情報とその対応についての説明や、学校及び関係機関等の具体的な取り組み等についての交流が行われました。

会議の中では、学校における通学路の危険

箇所点検や、安全マップの作成状況との取り組み、また、警察署や市民ボランティア団体等の巡回パトロールや、啓発活動等の取り組みが紹介されたところでございます。

次に、今後の取り組みについてでございますが、対策会議につきましては、美唄市の関係機関及び団体の子どもの安全に関する意識の高さが感じられるとともに、具体的な行動連携の必要性を意思統一できる意義深い会議だったと考えております。

今後につきましては、各関係機関の事業計画書等を資料化し、その内容を共有化できる機会を設定するなど、より実効性のある行動連携が図られるよう努めてまいります。

なお、各中学校及び中学校以外におけるALITの活動実績等につきましては、教育部長から答弁を申し上げます。

●教育部長天野修二君 各中学校並びに各中学校以外のALITの活動実績につきましては、私から答弁させていただきます。

初めに、市内中学校における平成17年度の本年2月末までの実績についてでございますが、美唄中学校では、36日で147時間、峰延中学校では、33日で85時間、南美唄中学校では、14日で26時間、東中学校では、39日で131時間、茶志内中学校では、31日で73時間、西美唄中学校では活動がございません。

これらを合計いたしますと、延べ153日間で462時間となっております。

次に、中学校以外におきます実績につきましては、小学校5校におきましては、53日で61時間、公民館英会話講座では、6月から8月にかけて8回、公立幼稚園3園では、15日で37時間、語学サークルにつきましては

は、一月10回で12時間程度となっております。

●議長長岡正勝君 15番内馬場克康議員。

●15番内馬場克康議員 改めて質問させていただきます。

1点目の、桜井市政の公約の実現についてでございますけれども、市長が就任されて1年5カ月ということは、公約をどのように努めていくかという部分では、ある部分では整理期間でもあるとこのように思うものの、市長の任期は1期4年ということで期間がありますので、より積極的に活動されますとともに、公約の実現にはどうしても市民の合意を得る部分が多々あろうし、更には市民のご協力を仰ぎながらやっていく時代とこのように考えておりますので、その辺をひとつ十分に掌握しながら頑張っていきたいと思えますし、また、市長が就任されて、市民の間では、非常に市長がお若いということで、大変行動力があるという部分では、非常に市民からも評価を得ているようでございます。

したがって、市民の期待に沿うようますます頑張っていきたいと思えますが、前段申し上げましたことで、何かあればお聞かせをいただきたいと思えます。

それから、2つ目といたしまして、雇用対策の関係でございますけれども、前回17年度の定例会においてお聞きしたときに、17年度においては、求職者の充実や技能の職業訓練に対する支援をはじめ、若年者の職業意識の高揚を図るため、南空知の公益事業などに引き続き取り組むとしており、さらに道の新規事業として、若者の労働力需給のミスマッチの解消や、ものづくり職業への就業促進を図

る目的で、全道8カ所で地域を担う若者、ものづくり人材創立事業を実施するとのことでした。

美唄市においても、地域人材開発センターに「技能ふるさと塾」を開設し、ものづくり職種への就業意識の醸成を図っていくということでお話をいただいておりますけれども、これらについて、どのような形でその後取り組まれて進められてきているのか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、市内中学校における英語教育の指導内容と実績についてでありますけれども、現在の英語の助手としてスティーブン・ライト先生ですか、がおいでになって10年たつとこのようにお聞きしております。

あくまでも、中学校における英語教育の補助ということが基本であるということでございます。

それで、それぞれの中学校にいま現在、それぞれ英語を持ってる担当の教員がおられるわけですが、その教員によりまして、このスティーブン・ライト先生の英会話をどのような形でもって取り入れていくかという指導計画をつくって、それぞれの学校が取り組みを進めていると、このようにお聞きしているところでございます。

中には、先ほどお聞きした内容の中でいけば、指導計画をつくっている中で、それぞれの学校の規模も違う、学級数とも違うんでしょうけれども、全く取り入れていない学校もあるようですから、そういう部分でいくと、中学に取り入れていく過程で、英会話を取り入れていく過程でもって学校差があるような気がするものですから、この辺についてはどう

なっているのか、改めてお伺いしておきたいと思います。

それから、中学校以外の活動状況でございますけれども、いまお聞きしますと、それぞれの実績がたくさんあるようでございますが、今後の考え方ということでお伺いしておきますけれども、聞くところによりますと、先ほどもご報告ございました、幼稚園の行事の中で英会話を取り込まれて、そのスティーブン先生と一緒に、発音を教えられたのか、どういう会話をしたのかわかりませんが、非常にその園児がそのやり取り、言葉に興味を持ったということで、非常に父兄の方からも、子ども方が英語に興味を持つという部分で好評を得ているようでございます。

したがいまして、基本的には、中学校の英会話という部分ではあるようでございますけれども、その他の活動も随分多いようですから、できれば、先生一人で大変なことと思えますけれども、中学校に限定することなく、底辺を広げて活用すべきだとこのように考えますので、できれば、小学校の小さいうちからこういうものになじんでいけばいいのかなとこういう気もいたしますので、この辺についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、先ほどの関係で、子どもを守る関係でございまして、昨年12月に、旭川において、道教員と道警によりまして、子どもの安全・安心活動対策緊急会議というのを開催して、参加者は市町村教委の職員や地域の防犯ボランティアなど、全道から数多くお集まりをいただいたとこのようでございます。

そして、この会議につきましては、全道規

模で始めたのがはじめてなのかもしれませんけれども、講師が道警本部の企画安全課の管理官が講師ということで行い、危険な場所を実際に歩いて確かめるなど、地域全体で子どもたちを守る姿勢が大事と強調されたと、こういうお話を聞いてございます。

そして、さらに実技として、かばんや傘などの持ち物などを、声かけにあった場合、被害にあった場合に、大声で助けを求めるなど、音を出して周囲にいち早く知らせると、こういうことが有効だという話でございまして、美唄の児童生徒については、防犯ブザー等を持ってございますけれども、やはり身をもってかばうというか、身を守るというか、こういう部分が一番大事なんだというお話の講演内容であったということで、非常に関係者にとっては好評のようでした。

そして、さらに隣まちの、先日の新聞でございまして、奈井江町においても、子どもたちを犯罪や交通事故から守ろうと、ということで住民組織ができ上がったということで、この「奈井江っ子見守り隊」という、児童生徒の登下校にあわせてそれぞれ気をつけるという部分と、不審者情報の提供や子どもの安全確認を行うという実践活動を行っていくという、形としてあらわしていくという部分が大事だという部分でここは取り組まれるようでございます。

したがって、せっかく美唄のそういう単位ができたわけですから、これを見ると、学校だけではなくて、実践をどうやっていくかという部分ではどう言っても地域を大事にして地域ぐるみで、学校地域になろうか、全市的になろうか、形づくりをし

ながら子どもの安全を考えていくという部分が大事でなかろうかとこのように考えるものですから、その辺について、改めてお伺いをいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 内馬場議員の質問にお答えします。

初めに、公約の実現についてであります、私は今日まで、ふるさと美唄を市民の皆さんとともに活力あるまちにしたいということを訴えてまいりました。

少子高齢化の進展や人口の減少など、本市を取り巻く環境は非常に厳しい中であって、何よりも人とまちの活性化、活力づくりが求められているものと考えておりますので、これからも市民の皆さんと情報を共有し、お互いが知恵を出し合い、理解し合いながら、私の公約である「生き活き美唄」の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、技能ふるさと塾についてですが、道の新規事業として平成17年18年度の2カ年の事業となっております、美唄地域においてはこれまで、美唄高校及び美唄工業高校を中心に、道立滝川高等技術専門学院において、建築及び溶接関係の実技を組み込んだ「ものづくり体験セミナー」を実施したほか、ものづくり職種への就業意識の醸成を図るため、道内の縫製・自動車・鉄鋼関係の工場見学を実施いたしました。

また、今月の17日には、管内のガラス工芸及び革製品の工場見学会を実施するほか、秋田県から表具関係の「匠の技」を招聘し、技の習得や、修練についての講話とあわせ、も

のづくり体験を行う予定となっております。

市といたしましては、これらの事業を通じて、1人でも多くの若者が、ものづくりに対する理解を深めていただければと期待しているところでございます。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 内馬場議員のご質問にお答えいたします。

初めに、各中学校におけるALTの活用状況につきましては、生徒数あるいは学級数の実態に応じた活用が図られているところでありますが、実績として、これまで活用がない学校がありますので、今後とも、さらに市内各中学校で効果的な活用が積極的に行われますように、それぞれの実践の交流を図るなどして、学校や英語担当教員のALTを効果的に活用する意識の普及・高揚に努めてまいりたい、このように考えております。

次に、中学校以外の活動状況でありますけれども、幼稚園におけるALTの活用につきましては、多くの園児にとって外国の言葉や文化を身近に体験することができる大変貴重な機会であり、歌やゲームを通して外国に興味・関心を持ち、「英語は面白い」という動機付けになるものと考えます。

このことは、小学校における英会話教育の取り組みの基盤とするためにも、積極的に幼稚園への派遣を行ってまいりたいと考えております。

また、ALT本人も非常に意欲的に考えておりますことから、小学校につきましても、引き続き活用の拡充を図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、児童生徒の安全確保に向けた今後の

取り組みについてでありますけれども、学校は、児童生徒の健やかな成長をめざして学習活動を行う場であって、その基盤として、安全で安心な環境が保障されることが極めて重要であると考えております。

現在、地域ぐるみで子どもを犯罪被害から守るため、緊急に助けを求め駆け込むことができる「子ども110番の家」の指定や、防犯ブザーの配布等を行っておりますが、今後、さらに地域や関係機関等との連携を深め、地域全体で子どもの安全を守る体制づくりができるよう努めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 15 番内馬場克康議員。

●15 番内馬場勝康議員 教育長に、1点だけお尋ねいたしますけれども、中学校における英語教育の指導内容の関係でございすけれども、お聞きするところ、中学校においてはそれぞれ、先ほども申し上げましたが、英語担任の教員がおられて指導計画を立てて、その中に英会話を取り入れていくということでございすけれども、英会話という部分でいけば、発音等なのかなと思うんですけれども、本場の発音ということで、日本人のよくなれた人でない人が発音する部分といけば、その会話するものの発音も若干違ってくるのかなという気がいたしますけれども、父兄の中では、先生によっては、そういう基礎という部分でいけば、本場の英語という言葉を使っていましたけれども、同様の発音の違いがあつて嫌がる先生がいるんですと、いるんでないかというお話で、実はお話を聞いたところでございす。

それらが原因で、学校で取り入れる学校差があるとすれば、これはちょっと考え方とし

ては違うのではないかとこういう気もいたしますし、この辺があるのかないかちょっとわかりませんが、そういうお話があったということで、この辺があるとすれば、英語教育に対する意識の問題という部分でなかろうかとかこういう気がいたしますので、この辺だけお聞きしておきたいと思います。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 内馬場議員のご質問にお答えをいたします。

中学校における英語教育についてであります。これは文科省では平成 14 年の 7 月に、「英語が使える日本人の育成のための戦略構想」、これまとめまして、平成 15 年に行動計画が策定されております。

この行動計画の中で、「中学校・高等学校を卒業したら英語でコミュニケーションができる」ということをめざしているものであります。

国際化が進む中で、「英語が使える日本人」の育成ということは大変重要な課題であり、また、このようなことから、今後においてはより一層、中学校におきまして、ALT を活用した英語の活用が積極的に展開され、生きた英会話等を体験することができるように努めてまいりたい、取り組んでまいりたいとこのように考えております。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後 2 時 51 分 散会